

平成 23 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 23 年 2 月 18 日（金曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 金野 次男

副委員長 佐藤 恵子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

相澤 耀司 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 鈴木 学

収納課長 佐藤 利夫

商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

皆さん、おはようございます。

たびたびの御指名ありがたくちょうだいをして席に着かせていただきます。

年度最後の補正予算となります。また、きょうも頑張ってください。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 21 名であります。本日は、相澤耀司委員から欠席届が出されております。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員会委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして建設水道常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は金野次男委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は金野次男委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、金野次男委員長席に着く)

○金野委員長

一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま年長議員の方から委員長輪番制ということで拝命しました金野でございます。今補正予算粛々淡々と議事進行してまいりますので、よろしく議員の方お願いいたします。以上です。

○金野委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には佐藤恵子委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

● 議案第 10 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 9 号)

○金野委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 10 号から議案第 15 号までの平成 22 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者からの提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 10 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 9 号) を議題といたします。

関係課長等から順次、説明を求めます。

まず初めに、市長公室長から今補正全般的な概要説明を求めます。市長公室長。

○菅野市長公室長

それでは、平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）の事項別の歳入歳出の説明に入る前に、その概要につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

このたびの一般会計補正予算の主なものといたしましては、市長の提案説明にもありましたとおり、地域活性化交付金を活用した事業、安全・安心な学校づくり交付金を活用した小中学校施設関係の各種整備事業等が上げられます。これらの事業は、国の補正予算（第 1 号）による経済対策の一環として交付された交付金を活用いたしまして、当該経済対策に対応いたしまして実施するものでございます。その概要についてあらかじめ説明をさせていただきますと存じます。

それでは、本日皆様のお手元に配付いたしました議案第 10 号関係資料を御用意いただきたいと存じます。

この資料は、平成 22 年 9 月 10 日に閣議決定されました「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」に対応した本市の取り組みをまとめて記載したものでございます。

御承知のとおり、新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策は、現下の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自立的回復に向けた道筋を確かなものとしていくため、平成 23 年度までの時間軸を考慮いたしまして、ステップ 1 からステップ 3 までの 3 段階構えでの政策展開の行程を定めているものでございます。

資料の左側でございます国の対応のステップ 1 では、円高等に対する緊急的な対応として雇用の基盤づくり、投資の基盤づくり、消費の基盤づくり、耐震化、ゲリラ豪雨対策等の地域の防災対策の 4 分野に即応性のある施策を展開するため、9,179 億円の経済危機対応・地域活性化予備費を執行することとされました。

本市では、これに対応いたしまして、資料の右向きの矢印の先になりますが、12 月定例会におきまして平成 22 年度一般会計補正予算（第 6 号）に経済危機対応・地域活性化予備費 500 万円を財源充当といたしまして、事業費 1,000 万 1,000 円の高橋大代線道路改築事業を計上し、これを提案させていただきました。

次に、資料の中ほどの左側になりますが、国の対応のステップ 2 では、景気雇用動向を踏まえた機動的な対応をするべく国の補正予算（第 1 号）が編成されました。これは平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定され、同年 11 月 26 日に成立してございます。

本市といたしましては、この補正予算（第 1 号）の成立後、詳細な国の対応状況等がわかり次第、適時各種関係事業へ取り組んでまいったところでございます。

初めに、資料右側の破線で囲まれた中の一番上の表になりますが、社会資本整備総合交付金の交付額の内示を受けまして、これに即応する形で 12 月定例会におきまして、平成 22 年一般会計補正予算（第 7 号）を追加提案させていただきました。社会資本整備総合交付金 1,715 万円を充当財源として事業費 3,125 万円の高橋跨線橋耐震補強事業、社会資本整備総合交付金 3,700 万円を充当財源といたしまして、事業費 7,400 万円の中央公園整備事業がその内容でございました。

次に、資料右側の破線で囲まれた中の 2 番目の表になりますが、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を計上いたしました平成 22 年度一般会計補正予算（第 8 号）を、平成 22 年 12 月 28 日付で専決処分により成立させ、本年 2 月 1 日から子宮頸がん等ワクチンの接種費用の無料化を実施しているところでございます。なお、本件は、昨日議案第 1 号で専決処分の承認をいただいたところでございます。

さて、今定例会に提案させていただいております平成 22 年度一般会計補正予算（第 9 号）は、国の対応のステップ 2 に対応し、資料右側の破線で囲まれた中段より下の方になりますが、太枠の表に記載のとおり、普通交付税の追加交付に伴う補正、地域活性化交付金として交付されるきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の活用に伴う補正、安全・安心な学校づくり交付金の活用に伴う補正等を行うものでございます。

普通交付税の追加交付につきましては、国税の増収見込み等に伴いまして、国の補正予算（第 1 号）で本市の追加交付額が 4,768 万 7,000 円と算定され交付されましたので、今回増額補正をすることとしたものでございます。

次に、きめ細かな交付金の活用に伴う補正につきましては、交付決定額の 2,947 万 1,000 円を活用し、資料記載の事業の実施、または財源の組み替えをすることとしたものでございます。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金の活用に伴う補正につきましては、さきに議案第 7 号の多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例についてで御審議いただきましたように、平成 23 年度・24 年度の 2 カ年度にわたりまして、住民生活に光をそそぐ交付金を活用した事業を実施すべく、住民生活に光をそそぐ基金を設置することとしておりますので、平成 22 年度では同交付金 1,182 万 3,000 円をこの基金への積立金として積み立てることとしたものでございます。

最後に、安全・安心な学校づくり交付金の活用に伴う補正につきましては、交付決定額の 1 億 3,711 万 6,000 円を活用し、資料記載の事業の実施、または財源の組み替えをすることとしたものでございます。

また、平成 22 年度一般会計補正予算（第 9 号）では、国の補正予算（第 1 号）に対応した補正のほか、地域活性化・公共投資臨時基金を活用した公共投資等を行うため、同基金からの繰入金を増額補正することとしております。この地域活性化・公共投資臨時基金は、平成 23 年度までにその全額を取り崩して使用する必要があるため、平成 22 年度予算で積極的に活用することとしたものでございます。

以上が平成 22 年度一般会計補正予算（第 9 号）の概要でございますが、引き続ききめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の制度の詳細及びこれらの交付金を活用した事業の内訳並びに地域活性化・公共投資臨時基金の充当内容等につきまして、財政担当補佐から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、私からはきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の各交付金事業制度の枠組み、これらを活用した本市の事業の内訳、さらに、地域活性化・公共投資臨時基金の充当事業等について御説明申し上げます。

資料 3 を用いて説明させていただきたいと存じますので、お手元に資料 3 を御用意願います。

資料 3 の 11 ページのきめ細かな交付金事業制度の枠組みをお願いいたします。11 ページでございます。

まず初めに、1 の制度の目的でございますが、きめ細かな交付金は、平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ 2～」の趣旨に沿った地域の活性化ニーズに応じたきめ細かな事業を行うために必要な費用に対して交付されるものとなっております。

次に、2の交付対象事業でございますが、このきめ細かな交付金を充当できる事業は、大きく国庫補助事業と地方単独事業に分けられます。国庫補助事業につきましては、(1)にありますように、国が指定する事業でかつ国の平成22年度一般会計補正予算(第1号)または特別会計補正予算(特第1号)に計上される事業。地方単独事業につきましては、(2)にありますように、平成22年10月8日、つまり国の緊急総合経済対策のステップ2が閣議決定された日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業とされております。

なお、このきめ細かな交付金は、ハード事業に限らずソフト事業もその対象とされております。

次に、3の交付対象経費でございますが、交付対象事業に要する経費のうち、地方公共団体が負担する費用の全額に活用することができることとされてございます。

その次の、4の交付金の配分でございますが、国の予算総額2,500億円のうち、1,500億円が市町村分として配分されまして、外形基準に基づいて各市町村の交付限度額が算定されることとなります。

この外形基準に基づく交付限度額の算定につきましては、当該市町村の人口、それと地方交付税の算定に用いる地域再生対策費算定額、さらに、財政力を勘案して行われるものでございまして、本市では2,947万1,000円が交付限度額とされております。

このきめ細かな交付金2,947万1,000円の充当事業の内訳につきましては、資料の12ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の一般会計補正予算(第9号)におきましては、12ページの表に記載しております各事業を予算計上してございます。

12ページの表の上から紹介させていただきますと、1番目はシルバーヘルスプラザ給湯器ボイラー等交換費の追加補正、2番目は、鶴ヶ谷、桜木、笠神、志引、八幡の各保育所の暖房機等購入費の追加補正、3番目は、鶴ヶ谷児童館の暖房機購入費の追加補正、4番目はあやめ園内の道路整備費の財源組み替え、これは12月定例会に提案いたしました一般会計補正予算(第6号)に計上した費用の財源組み替えを行うものでございます。

5番目は、消防各分団の詰所の災害情報受信テレビ購入費の追加補正、6番目は、多賀城東小学校、多賀城八幡小学校の暖房機購入費の追加補正、7番目は東豊中学校の暖房機購入費の追加補正、最後に8番目の市民プール屋上修繕料の財源組み替えで、これは12月定例会に提案しました一般会計補正予算(第6号)に計上しました費用の財源組み替えを行うものでございます。

なお、きめ細かな交付金は、補助率10分の10、100%とされておりますが、この交付金を活用してこれまで先送りにしていた機器の購入等をできるだけ幅広く実施するため、また入札等で購入額等が事業費を下回ることによる交付金の執行残額が生じないようにするため、基金充当額を事業費から一定割合で少なくした額を各事業に配分することとしてございます。平均すると84%の充当割合となります。

それでは次に、資料の13ページをお願いいたします。

住民生活に光をそそぐ交付金事業制度の枠組みについて御説明申し上げます。

まず初めに、1の制度の目的でございます。

住民生活に光をそそぐ交付金は、きめ細かな交付金と同様に、国の緊急総合経済対策のステップ2の趣旨に沿った事業を行うために必要な経費に対して交付されるものでございますが、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野、例えば地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりをその対象事業としたものでございます。

次に、2の交付対象事業でございますが、資料の(1)及び(2)の記載のとおりでございますが、さきに説明させていただきましたきめ細かな交付金を充当できる事業と同様の記述となっておりますが、先ほど申し上げましたように、3分野に限定された事業ということになります。

また、事業内容といたしましては、ハード事業を排除するものではないものの、国の制度的形状は基本的にソフト事業を念頭に置いたもので、地方公共団体が地域の雇用拡大に積極的に取り組むことを期待しているということでございます。このようなことから、住民生活に光をそそぐ交付金の年度内での執行が困難、あるいは不可能ではないかとの懸念が国の方であったものでございまして、これを基金に積み立て、地方公共団体が実施する事業の平成23年度・平成24年度の2年間の財源とすることも認められているというものでございます。

次に、3の交付対象経費でございますが、きめ細かな交付金と同様に、交付対象事業に対する費用のうち、地方公共団体が負担する費用の全額に活用することができることとされております。

次の4の交付金の配分でございますが、国の予算総額1,000億円のうち、200億円を都道府県分、300億円を市町村分とした500億円を第一次交付限度額として配分し、残りの500億円を第二次交付限度額として配分されるものでございます。

第一次交付限度額は、外形基準に基づいて各市町村の交付限度額が算定されることとなり、これは当該市町村の人口、それから財政力を勘案して行われることとなります。本市では935万1,000円が第一次交付限度額とされております。

一方、第二次交付限度額は、効果が高いと認められる事業を、第一次交付限度額を超えて実施する地方公共団体に配分されることとなります。本件資料作成の時点では、交付限度額は確定していなかったものでございますが、本市が国に提出していた計画が認められ、交付限度額が確定された旨の通知が今月14日付で県からございましたので、第一次交付限度額、それと第二次交付限度額を合わせた交付限度額の総額は1,182万3,000円となっております。

この住民生活に光をそそぐ交付金の充当事業につきましては、資料の14ページをごらんいただきたいと存じます。

本市では、14ページの表に記載した事業を実施するため、平成22年度におきましては基金を設置し、これに積み立てることとしております。

なお、平成23年度以降に実施する予定の事業といたしましては、特別支援教育支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、学校図書室支援事業が平成23年度及び24年度の2カ年度の事業でございますが、基金充当額もそれぞれこの表には2年度分を記載してございます。また、学校図書データ化事業につきましては、平成23年度の単年度事業の予定でございます。

次に、資料の15ページをお願いいたします。

地域活性化・公共投資臨時基金の充当について御説明申し上げます。

御承知のように、地域活性化・公共投資臨時基金は、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して設置したものでございまして、平成 22 年度・23 年度の 2 年間において建設地方債の発行対象となる地方単独事業の財源とするものでございます。

この基金は、平成 23 年度中に全額を取り崩して使用することとされておりまして、残額を生じますと国庫に返還する義務が生じるものでございます。さらに、この基金は平成 24 年度に繰り越して使用することができないため、基金を充当して実施する事業は平成 23 年度内に完了するものでなければなりません。

平成 22 年度における基金充当事業といたしましては、資料の 15 ページ、上の表の 1 番から 10 番までの事業が現計予算において計上されておりまして、今回の一般会計補正予算（第 9 号）で 4 番の新田南錦町線道路改築事業、7 番の土地区画整理事業費の減額補正をいたしますが、その他の事業における執行状況もあわせて勘案しますと、基金充当額は当初予定していた執行額を大きく下回ることが見込まれます。

さらに、平成 23 年度に実施する基金充当事業につきましては、さきに申し上げましたように、平成 24 年度への繰り越しができないものでございますので、平成 22 年度において積極的に基金を活用する必要があるものと考えられます。そのようなことから、今回、基金充当事業を追加させていただいておりますので、事項別での詳細な事業内容の説明に先立ちまして基金充当の考え方等をあらかじめ御説明させていただきたいと存じます。

初めに、15 ページ上の表の 11 番、県事業負担金（清水沢多賀城線建設事業負担金）について御説明させていただきます。

この事業の現計予算上の財源としましては、充当率 95%の地方債を充てておりますが、この地方債は、地方道路等整備事業債といたしまして、後年度の元利償還金について交付税措置が設けられていないものでございます。この事業は、今回増額補正をするものですが、そうしますと、さらに交付税措置のない地方債を増発しなければ財源確保が困難な状況となります。

全体的な話をさせていただきますと、現時点で元金ベースでのプライマリーバランスは既に赤字となっておりますが、今回の一般会計補正予算（第 9 号）による補正後になりますと、元金ベースでのプライマリーバランスまでもが赤字ということになります。

このような状況を踏まえ、県事業負担金（清水沢多賀城線建設事業負担金）の既に予算計上しておりました分も含めまして、起債発行による財源確保を行わず、かわって地域活性化・公共投資臨時基金を充当することにより、その将来の負担を抑制しようとするものでございます。

なお、当該事業への基金充当額は起債限度額と同額とすることとしまして、起債対象事業費の 95%に当たります 3,950 万円とするものでございます。

次に、15 ページ上の表の 12 番から 15 番までの学校施設関係の事業でございまして、これらはいずれも国の平成 22 年度補正予算（第 1 号）で交付されることとなった安全・安心な学校づくり交付金を活用して実施する事業でございまして、

資料の 16 ページの上の図をごらんいただきたいんですが、これは山王小学校屋内運動場大規模改造事業のほか、3 事業に共通するものでございまして、これらの事業の構造及び財源フレームをあらわしたものになります。

図の上の方にある実線の両方向を向いた矢印の建設事業等とあるものを、各事業それぞれの事業の全体とさせていただきますと、全体事業のうち、安全・安心な学校づくり交付金の交付対象となった部分は、点線の両方向向きの矢印の左側にありますように補助対象事業ということになります。一方、全体事業のうち補助対象事業にならない部分、点線の両方向向きの矢印の右側になりますが、この部分は補助対象事業にあわせて追加で実施する事業とされ、継ぎ足し単独事業と言われる地方単独事業となります。

補助対象事業部分の財源としましては、まず補助率 3 分の 1 の安全・安心な学校づくり交付金、そして、その裏負担部分につきましては、充当率 100%の補正予算債を充てることができます。この補正予算債の元利償還金につきましては、交付税算定に用いられる基準財政需要額への算入率が 100%となっております。

一方、継ぎ足し単独事業部分の財源につきましては、今回起債充当率が 100%とされております。しかしながら、この通常債は資金手当とされており、後年度の元利償還金につき交付税措置のない起債になります。したがって、これらの学校施設関係の事業につきましても、交付税措置のない起債の発行を極力抑え、できる限り将来負担を抑制しようとするものでございます。

なお、基金充当額につきましては、入札等による全体事業費の減額により、補助対象事業と継ぎ足し単独事業の割合、つまり補正予算債と通常債の割合に変更が生じることによる基金の過重等のおそれがあることなどから、資料 16 ページ下の表にございますように、通常債のうちその 6 割程度の額を基金充当額としてございます。

最後に 15 ページ、上の表の 16 番大代地区公民館施設改修事業でございます。

こちらの事業は、地方単独事業でございますが、財源として起債を充てるとすれば、充当率 75%の一般単独事業債が充当可能となります。しかしながら、この起債にも何ら交付税措置がなく、元利償還金等がそのまま将来負担になるものでございますので、地域活性化・公共投資臨時基金を充当することとし、起債による財源確保を行わないようにするものでございます。

なお、当該事業への基金充当額は当該事業費のうち、建設地方債の対象となる経費の 9 割程度というふうにしてございます。

以上のように、平成 22 年度における地域活性化・公共投資臨時基金の繰入金は予算ベースで 3 億 8,809 万 4,000 円となり、その残額につきましては、平成 22 年度予算において資料記載の事業に充当することとしております。

平成 22 年度における基金繰入金に執行残額が生じた場合の平成 23 年度事業への基金の活用につきましては、基金残高の状況を勘案しながら、平成 23 年度の補正予算により対応させていただきます、国庫に返還することなく全額を活用してまいりたいというふう存じております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

- 歳出説明

- 1 款 議会費

○伊藤議会事務局長

それでは、まず歳出の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

資料 2 の 41、42 ページをお開き願いたいと存じます。

それでは、歳出の方から説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 130 万円の減額補正でございます。まず、1 の議会報発行に要する経費で 17 万円の減、次に、2 の議員の報酬等の経費で旅費 70 万円の減、3 の議会事務に要する経費の旅費 16 万円及び放送設備保守点検業務委託料の 27 万円の減でございますけれども、いずれも執行残による減額でございます。

● 2 款 総務費

○片山地域コミュニティ課長

次の 43 ページをお願いします。

2 款 1 項 3 目広報広聴費で 218 万 8,000 円の減額補正でございます。1 の広報広聴事務に要する経費では、8 節報償費で 1 万 1,000 円、11 節需用費で 1,000 円の増額ですが、これは県政だより取り扱い謝礼の算定基準となる配布世帯数の増加に伴いまして、それぞれ増額するものでございます。

2 の広報誌発行に要する経費は、11 節需用費で 220 万円減額ですが、これは広報誌印刷製本費の契約単価が予算見積もり単価を下回ったために減額するものでございます。

○阿部管財課長

7 目庁舎管理費で 360 万円の増額でございます。これは庁舎維持管理に要する経費において、平成 23 年 4 月の組織改編に伴う各課の庁舎内配置がえ費用として、13 節委託料で、施設維持管理等業務委託料で 160 万円、18 節備品購入費で、庁舎備品購入費で 200 万円を計上するものです。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

8 目企画費で 61 万 4,000 円の増額補正を行うものです。これは説明欄 1 の公共交通に要する経費で、七ヶ浜町と共同で運行している多賀城東部線において、運賃収入を 1,377 万円程度と見込んでおりましたが、1,275 万円程度と見込まれることから、その多賀城市負担相当分の運行負担金を増額するものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、9 目電子計算費で 832 万 3,000 円の減額でございます。説明欄 1 の情報化の推進に要する経費の 14 節使用料及び賃借料で、これにつきましては、平成 22 年 10 月から本格運用してございます総合行政情報システム借上料に係る執行残でございます。

次に、恐れ入りますが、6 ページにお戻り願います。資料 3、6 ページでございます。

第 2 表 繰越明許費でございます。

表の一番上の 2 款 1 項総務管理費の公金違法支出損害賠償請求事件に係る弁護士業務委託でございますが、これにつきましては、多賀城駅北開発株式会社に対する多賀城市市街地再開発事業費補助金の交付が違法であるとして、昨年 5 月 18 日に住民訴訟が提起されてございます。本件訴訟につきましては、仙台地方裁判所でこれまで 4 回の口頭弁論が行われ、来月 3 月 15 日に第 5 回口頭弁論が実施される予定になってございます。したがって、本年度中の判決確定ができない見込みであることから、本件訴訟に係る弁護士業務委託料 147 万円を繰り越しするものでございます。

なお、この訴訟の判決確定は、判決書を受けた日から2週間後となりますが、判決言い渡し日は未定となっておりますことから、業務の完了は6月末を予定しております。

43ページにまたお戻り願います。

○鈴木交通防災課長

10目交通安全対策費で、補正はございませんが、寄附をいただいたことによる財源の組み替えでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

12目財政調整基金費で44万8,000円の減額補正、次の13目史跡のまち基金費で8万9,000円の減額補正。さらに、恐れ入ります、次のページをお願いいたします。14目市債管理基金費で3,000円の減額補正をするものでございます。これらはそれぞれの基金への積み立て利子の減額補正になりますが、現在、借り入れをしている金融機関等の預金利リストを勘案し、見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

15目諸費で、705万円の増額補正でございます。これは1の地区集会所建設等に要する経費の14節使用料及び賃借料の増額です。

それでは、済みません、恐れ入りますが、追加資料、議案第10号関係資料の図面、こちらの方をごらんいただきたいと思います。

これは八幡上一地区と八幡下一地区の共同の地区集会所であります八幡公民館、それから東北防衛局の宿舍が建っている用地の図面です。

上の現況が現在の用地の所有関係となっております。八幡公民館は国有地に建っておりますが、これまで国との賃貸借契約を行わずに使用してきたところでございます。一方、東北防衛局の宿舍につきましては、一部多賀城市所有の土地、網かけの部分ですが、こちらに入っております。こちらにつきましては、無償での使用契約は取り交わされておりましたが、更新の契約がなされないままに使用されてきているところでございます。

これらの問題を一体的に解決するために、継続的に東北財務局及び東北防衛局と話し合いを続けてまいりましたが、相手方が二つの省庁にまたがると、そういう話し合いということもございまして、なかなか折り合いがつかず長い間の懸案事項となってございました。今回、八幡公民館の国有地と防衛局側の私有地と等価による交換契約を締結することとなりまして、長年の懸案事項について解決の方向に向かうこととなりました。等価交換等による面積等につきましては、今後詳細を決定していくこととなりますが、イメージとしましては、図面の下、等価交換案、このようなイメージになります。

ただし、等価交換の前提条件としまして、国有財産有償貸付契約を行わずに使用してきた八幡公民館の用地の使用料につきましては、財務省のルールでございます誤信使用財産取扱要領によりまして、10年分をさかのぼって遡及して支払うということで合意に達しているところでございます。

集会所は、御案内のとおり、建物につきましては各地区の負担で建設をしていただきますが、用地につきましては市で手当をするということになってございますことから、この用地に係る使用料につきましては、今回補正するということでございます。

なお、この705万円の使用料の算出根拠につきましては、10年前の相続税評価額に面積、あるいは財務省で定めた減額率等に乗じて得た額、これらの10年分を計上したというものでございます。以上です。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、16目地域活性化・公共投資臨時基金費で、24万9,000円の減額補正をするものでございます。これは地域活性化・公共投資臨時基金への積立利子の減額補正になりますが、現在預け入れをしている金融機関の預金利リストを勘案し、見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

続いて、17目住民生活に光をそそぐ基金費で1,182万3,000円の追加補正をするものでございます。これは、先ほども御説明申し上げましたとおり、国から交付されます住民生活に光をそそぐ交付金を平成23年度及び24年度の事業に活用するため、基金に積み立てるものでございます。

○鈴木税務課長

次のページをお開き願います。

2項2目賦課徴収費で2,567万9,000円の増額補正であります。これは1の住民税賦課に要する経費の13節委託料におきまして新総合行政情報システムの稼動によって、納付等のブッキング等の委託が不要になったこと、また、地方税法の改正に伴うシステムの改修作業が発生しなかったことにより、555万5,000円の減額補正をするものであります。

次に、2の市税徴収に要する経費の23節償還金、利子及び割引料におきまして、過誤納還付金として2,252万円、還付加算金として871万4,000円の合計3,123万4,000円の増額補正を行うものであります。これはさきの議員説明会で御説明申し上げましたが、一つは、特別史跡に指定されました市街化区域内農地について、本来市街化調整区域内の一般農地と同様に課税をすべきだったところ、特別史跡に指定された翌年度から本年度まで市街化区域内農地として課税をしていたことによるものでございます。

二つ目といたしましては、中小企業等協同組合法による協同組合が所有し、かつ使用する事務所、倉庫につきまして、本来非課税とすべきだったところ、当該事務所、倉庫の建築年の翌年であります昭和43年から今年度まで課税していたことによるものであります。

まず、過誤納還付金の内訳といたしましては、特別史跡の関係では、多賀城市固定資産税等返還金支払要綱に基づく固定資産税、都市計画税相当額と、それから地方税に基づく固定資産税、都市計画税の過誤納還付金は2,419万4,746円であります。

また、協同組合の関係での固定資産税、都市計画税相当額と本税の過誤納還付金の合計は32万4,692円であります。これら平成3年度分から平成21年度分までの過誤納還付金の合計は2,451万9,423円となりますが、これらを含めまして今年度末の過誤納還付金の支出見込み額が4,252万円となりますので、計上済額の2,000万円との差額2,252万円を補正予算するものでございます。

次に、還付加算金の内訳でございますが、特別史跡の関係では、要綱に基づく利子相当額と地方税に基づく還付加算金の合計が924万8,192円でございます。また、協同組合の関係の利子相当額と還付加算金が16万5,056円でございます。これら平成3年度から本年度までの還付加算金の合計が941万3,248円となり、予算計上済額100万円との差額871万4,000円を補正予算するものでございます。

なお、この支出科目で計上いたしましたのは、いずれも過年度における本税分、それと固定資産税、都市計画税相当額とこれらに対する還付加算金、利子相当額、それと本年度分の還付加算金でありまして、いわゆる本年度分の本税分につきましては、歳入の予算の固定資産税、都市計画税の科目で減額する対応をしております。

また、特別史跡関係の国民健康保険税及び国民健康保険税相当額の還付金、還付加算金等につきましては、国民健康保険特別会計の方で御説明申し上げます。今回の瑕疵ある課税につきましては、市民の皆様の税務行政に対して信頼を著しく損なうことになり、また、対象となりました皆様に対しましては多大なる御迷惑をおかけいたしました。今後は関係法令の適切な運用に注意を払い、職員の意識向上と、それから法令解釈の研さんを図りつつ、効率的で効果的な賦課業務に努めてまいり所存でございます。

● 2 款 総務費

○加川市民課長

次のページをお開き願います。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費のうち、説明欄 1 住民基本台帳事務に要する経費につきましては財源組み替えを行うものでございます。これは総合行政情報システムの移行業務に係る非常勤職員を 10 月から 3 月まで延長したことによる報酬等 92 万 9,000 円が、緊急雇用創出事業の補助対象になるためのものでございます。

○長田選挙管理委員会事務局長

次のページをお願いいたします。

4 項 6 目市議会議員補欠選挙費で 386 万 7,000 円の減額でございます。これは昨年 8 月 8 日に行いました多賀城市議会議員補欠選挙の執行経費が確定いたしましたので、不用額を減額するものでございます。

7 目参議院議員選挙費で 463 万円の減額でございます。これは昨年 7 月 11 日に行いました参議院議員選挙の執行経費が確定いたしましたので、同じく不用額を減額するものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

55 ページをお願いいたします。

5 項 1 目統計調査総務費で、補正額はゼロでございますが、説明欄記載 1 の統計調査職員人件費につきましては、統計調査事務委託金の変更に伴う財源の組み替えでございます。

○片山地域コミュニティ課長

2 目委託統計調査費で、183 万 5,000 円の減額補正でございますが、これは工業統計調査や国勢調査などの委託統計調査の確定に伴う減額でございます。

● 3 款 民生費

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費で 5 万 2,000 円の増額補正でございます。昨年 11 月 30 日をもって任期満了を迎えました民生児童委員及び主任児童委員の一斉改選を行ったところ

でございますが、12月1日から任期開始となる委員がこれまでの79名から4名増員いたしまして83名となったことに伴いまして8節報償費に不足を来すことから、増額するものでございます。

次に、2目障害者福祉費で633万4,000円の増額補正でございます。説明欄1の障害者自立支援給付費551万9,000円のうち、19節負担金、補助及び交付金の41万8,000円につきましては、利用者の増などにより通所サービス利用促進事業及び新事業移行促進事業並びに地域移行支度経費支援事業に対する補助金に不足を来すことから、増額するものでございます。

また、20節扶助費の510万1,000円は、身体障害者の障害程度を軽減する手術とか、あるいは人工透析などの更生医療給付費並びに施設入所、グループホーム、就労継続支援等の福祉サービス費において不足を来すことから、増額するものでございます。

次に、2の地域生活支援事業費の81万5,000円につきましては、20節扶助費で、日中一時支援事業を行っている施設が開設日をふやしたことにより利用者が増加したことによる給付費等として、また、身体障害者用自動車改造費助成金につきましては、当初1名を見込んでおりましたが、これが3名の見込みとなったことから、それぞれ増額するものでございます。

○松岡介護福祉課長

4目老人福祉費152万3,000円の増額補正でございます。説明欄1老人福祉施設管理運営に要する経費で、372万円の増額は、シルバーヘルスプラザの給湯器ボイラーの老朽化に伴います交換のための需用費及び工事請負費でございます。

なお、財源といたしまして、国からのきめ細かな交付金306万8,000円を充当するものでございます。

ここで恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費でございますが、2段目、ただいまの3款1項社会福祉費で、シルバーヘルスプラザ給湯器ボイラー等交換工事につきまして、国の第1次補正予算による補助確定の遅延に伴いまして、事業開始がおくれることから、事業費の全額を繰り越しさせていただくものでございます。なお、工事完了は、本年9月末を予定しております。

恐れ入りますが、58ページにお戻り願います。

説明欄2配食サービス事業に要する経費で85万2,000円の減額は、当初見込み数7,680食に対して5,097食の配食見込み数となることによる13節業務委託料の減額でございます。

説明欄3ひとり暮らし高齢者対策事業に要する経費で、134万5,000円の減額は緊急通報システムの新規設置台数、保守台数等の減に伴います13節業務委託料の減額でございます。

○大森国保年金課長

次に、6目国民健康保険事業繰出金で1億1,046万2,000円の増額補正でございます。この内訳でございますが、国民健康保険特別会計の保険基盤安定分の保険税軽減分が245万4,000円の減額、財政安定化支援事業分が912万3,000円の増額、保険基盤安定分の保険者支援分が646万5,000円の減額補正ですけれども、それぞれ本年度分の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄 2 の国民健康保険特別会計繰出金で、財政支援分ということで 1 億 1,025 万 8,000 円の増額補正でございます。この内訳でございますけれども、平成 22 年から 24 年度の国保会計の財政不足のおおむね 2 分の 1 を一般会計から支援していただくというものでございますけれども、平成 22 年度分として 1 億 245 万 8,000 円でございます。

それから、その下の国民健康保険税還付分繰出金でございます。繰出金 780 万円でございますけれども、先ほど説明のありました固定資産税等の課税誤りに伴う還付分ということで、一般会計の方から繰り出ししていただくものでございます。

○松岡介護福祉課長

8 目介護保険対策費で 440 万 5,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 生活困難者に対する利用負担減免措置事業に要する経費で、25 万 5,000 円の増額につきましては、平成 21 年度の事業確定による県補助金の返還金でございます。

説明欄 2 介護保険事業に要する経費で 415 万円の増額補正につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額するものでございます。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で御説明させていただきます。

○大森国保年金課長

次に、9 目後期高齢者医療事業繰出金で 269 万円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療特別会計への繰出金でございますけれども、保険基盤安定に係る分の確定に伴うものでございます。

次に、10 目後期高齢者医療給付費で 997 万 4,000 円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療広域連合への療養給付費の負担金の平成 21 年度分の精算分に伴うものでございます。

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

2 項 2 目保育運営費で 141 万 3,000 円の減額補正でございます。1 の市立保育所運営管理に要する経費で 186 万 9,000 円の増額でございますが、これは 18 節備品購入費におきましてきめ細かな交付金等を充当しまして、鶴ヶ谷、桜木、志引及び八幡保育所に温風暖房機各 1 台、また、桜木及び志引保育所にエアコン各 1 台を整備するほか、玩具等を購入するものでございます。

2 の特別保育事業に要する経費（私立保育所）につきましては、特別保育事業のうち延長保育推進事業に係る分でございます。国庫補助金から県補助金への枠組み変更による財源の組み替えでございます。

3 の私立保育所運営費負担に要する経費の 23 節償還金、利子及び割引料で 1 万 8,000 円の増額補正でございます。これは平成 21 年度保育所運営費県費負担金の交付決定後に 3 人の途中退所があり、基準額が変更になったことに伴う返還金でございます。

4 の私立保育所建設補助事業に要する経費の 19 節負担金、補助及び交付金で 330 万円を減額補正するものでございます。これは社会福祉法人亮千会大代保育園保育所建築事業及び社会福祉法人宮城厚生福社会（仮称）下馬みどり保育園保育所建築事業それぞれの建築補助事業費が確定したことに伴い、大代保育所分につきましては 536 万 9,000 円の減

額、また（仮称）下馬みどり保育園分につきましては206万9,000円を増額するものでございます。

なお、両保育所とも本年4月の開園に向けまして順調に工事が進捗している状況でございます。

次に、3目児童館管理費、1の児童館運営管理に要する経費で58万1,000円を増額補正するものでございます。これは18節備品購入費におきまして、きめ細かな交付金を充当しまして鶴ヶ谷児童館にFF式石油暖房機1台を整備するものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、4目心身障害児通園事業費で15万円の増額補正でございます。これは18節備品購入費で、寄附金を活用いたしまして太陽の家に地上デジタル放送対応のテレビ1台を購入するものでございます。

○但木こども福祉課長

次に、6目留守家庭児童対策費、1の放課後児童健全育成事業に要する経費で268万8,000円を増額補正するものでございます。これは多賀城小学校すぎのご学級の過密化解消に当たり、教育委員会並びに多賀城小学校の御協力によりまして、屋内体育館内のコミュニティルームを4月から使用させていただくことになったもので、13節委託料の65万円は、教室のカーペットやロッカー等の設置業務委託料、18節備品購入費の149万円は、学級用の机、いす、書棚等を購入するものでございます。

また、23節償還金、利子及び割引料の33万6,000円は、平成21年度放課後子どもプラン推進事業費補助金の交付決定後に入級児童数の変更がございまして、補助金交付分が変更になったことに伴う返還金でございます。

○大森国保年金課長

次に、7目乳幼児等医療対策費で53万2,000円を増額補正でございます。これは国民健康保険特別会計の繰出金で、乳幼児医療費助成制度に係るものでございまして、平成22年度分の確定に伴うものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、65ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費で21万7,000円を増額補正でございます。4節共済費の1万5,000円につきましては、非常勤職員1名の社会保険料掛け金率のアップに伴うものでございます。

11節需用費の7万1,000円及び12節役務費9万6,000円につきましては、保護世帯の増に伴う通信用封筒の購入費や診療報酬審査手数料として、また13節委託料3万5,000円は介護審査判定業務委託料等で不足を来すことから、それぞれ増額するものでございます。

○金野委員長

ここで休憩に入ります。再開は11時10分から。

午前10時59分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○金野委員長

それでは、再開いたします。

● 4 款 衛生費

○紺野健康課長

それでは、続けさせていただきます。

67 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 4 目健康増進事業費で 1,411 万 6,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 健康診査に要する経費で 1,213 万 6,000 円の減額でございますが、13 節委託料に係るもので、健康診査及び各種がん検診等の受診者を当初合計で約 3 万 1,700 人と見込んでおりましたが、約 2 万 8,500 人ほどにとどまる見込みによるものでございます。

2 の成人歯科健康診査事業に要する経費で 13 万 2,000 円の減額でございますが、13 節委託料に係るもので、当初受診者 300 人と見込みましたが、199 人にとどまることによるものでございます。

3 の女性特有のがん検診に要する経費で 184 万 8,000 円の減額でございますが、こちらの 13 節委託料で 216 万円の減額は、当初乳がん及び子宮頸がん検診の受診者数を合わせて 1,800 人と見込みましたが、1,393 人にとどまることによるものでございます。

19 節負担金、補助及び交付金で 89 万円の減額は、400 人分の検診補助金を見込みましたが、無料クーポン利用による検診ですべて対応できたことから、全額が不用となったものでございます。

23 節償還金、利子及び割引料で、国庫補助金返還金 120 万 2,000 円の増額でございますが、平成 21 年度の当該事業に係る補助金が確定したことによるもので、見込みより受診者が 141 人少なかった分、これを返還するものでございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

5 目環境衛生費で 47 万 7,000 円の減額補正でございます。これは塩竈斎場運営費負担金で、負担金額確定による減額でございます。

次に、6 目環境対策費で 73 万 5,000 円の減額補正でございます。これは環境マネジメントシステム運用事業費の内部環境監査員養成研修及び同監査員のフォローアップ研修に係る業務委託料の全額を減額いたすものでございます。

減額する主な理由といたしましては、平成 23 年度以降から運用する環境マネジメントシステムの一部について運用の見直しを行いました。この見直しでは、同システムの内部環境監査を昨年度、平成 21 年度につきましては、年度当初 4 月から年度中途の監査直前までの運用分につきまして実施いたしておりましたけれども、PDCA サイクル、いわゆる計画、実施、点検、評価、改善のそのサイクルが的確に運用されているのかどうかについて確認するために、1 年間の運用終了後の次年度当初に前年度運用分、いわゆる 4 月から翌年 3 月までの 1 年間の監査実施に変更するという内容であります。これに伴いまして、内

部環境監査実施前に行う内部環境監査員の研修につきましても年度経過後に実施いたしませんことから、減額するものでございます。

次の69ページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費で1,339万1,000円の減額補正でございます。その内訳といたしまして、1の塩釜地区環境組合負担金219万7,000円の減額につきましては、負担金額の確定に伴う減額でございます。

2の宮城東部衛生処理組合負担金1,119万4,000円につきましても、同様に負担金額の確定に伴う減額でございます。

2目塵芥処理費107万8,000円の補正減でございます。これは塵芥収集に要する経費の塵芥収集運搬委託料につきまして、委託料確定に伴い減額するものでございます。

- 5款 労働費

- 佐藤商工観光課長

次のページをお開きください。

5款1項1目労働諸費で1,183万6,000円の減額補正でございます。これは説明欄記載の1雇用促進及び労働福祉推進に要する経費で、ものづくり産業振興事業として市内の製造業において、当初12名の未就職学卒者の雇用を計画しておりましたが、最終的に3社6名の雇用の見込みとなり、委託料の減額をするものでございます。

- 7款 商工費

- 佐藤商工観光課長

次のページをお開きください。

7款1項2目商工振興費で1,150万9,000円の増額補正でございます。まず、説明欄記載の1中小企業事業資金等融資に要する経費のうち、貸付金1,000万円の増額につきましては、中小企業振興資金において融資枠を12億円としておりますが、融資利用額が1月18日現在で11億6,700万円余りに達したため、緊急に1,000万円を追加預託し、融資枠を13億円とするものでございます。

次に、補償、補填及び賠償金につきましては、平成18年に融資あっせんをいたしました自動車販売業者が経営不振により中小企業振興資金の返済が不能となったため、信用保証協会が代弁済したうち、市の負担分として150万9,000円を増額するものでございます。

4目観光費については、寄附金をいただいたことに伴う財源組み替えでございます。

- 8款 土木費

- 鈴木道路公園課長

次のページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費で152万1,000円の減額補正を行うものでございます。説明欄1道路管理事務に要する経費、13節公共物測量等業務委託料99万1,000円の減額補正を行うものです。委託料が確定したことによるものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、説明欄の2 土地開発基金繰出金で53万円の減額補正をするものでございますが、現在預け入れをしている金融機関の預金利リストを勘案し、見込まれる利子収入に合わせて繰出金を補正するものでございます。

○鈴木道路公園課長

次のページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費で2,100万円の減額補正を行うものでございます。説明欄1 新田南錦町線道路改築事業費（単独）でございます。17節土地購入費で買収予定箇所が確定したものであるものでございます。

4目橋りょう維持費で120万円の増額補正を行うものでございます。説明欄1 高橋跨線橋耐震補強事業費、13節耐震補強工事業務委託料でございます。これは当該事業と同じ枠である社会資本整備総合交付金の地震等災害対応の危険ブロック除去事業補助金の執行残を高橋跨線橋耐震補強事業費に使うことが国から了承されたことによるものでございます。また、委託内容につきましては、下部の耐震補強工事でございます。

恐れ入ります。6ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費で、8款2項道路橋りょう費のうち、移転先の住居建築に時間を要したため年度内の移転完了が不可能となったことにより、南宮北福室線道路改築事業費1,091万6,000円及び南宮北福室線道路改築事業費（単独）21万7,000円を繰り越すものでございます。移転完了につきましては、4月中旬を予定しております。

次に、JRと協議に時間を要したこと及び国の1次補正により、高橋跨線橋耐震補強事業費2,020万円及び高橋跨線橋耐震補強事業（1次補正）3,118万2,000円の繰り越しでございます。完成につきましては、9月末を予定しております。

次に、8款4項都市計画費のうち、隣接地権者との交渉に時間を要したため、年度完成が不可能になり留ヶ谷線道路改良事業費、まちづくり交付金でございます。3,048万3,000円を繰り越すものでございます。完了につきましては、6月末を予定しております。

次に、旭ヶ岡街路四号道路改良事業費、これもまちづくり交付金でございます。国の1次補正により年度完成が不可能なことにより、2,673万9,000円を繰り越すものでございます。完了につきましては、9月末を予定しております。

次に、隣接地権者と交渉に時間を要したため、年度完成が不可能なことにより、高崎大代線道路改築事業費1,849万9,000円を繰り越すものでございます。完了につきましては、6月末を予定しております。

次に、高崎大代線道路改築事業費（予備費）でございます。国の1次補正により年度内完成が不可能なことにより、1,000万1,000円を繰り越すものでございます。完了につきましては、9月末を予定しております。

次に、高崎大代線外1線道路改築事業費でございますが、交差点改良の調整に時間を要したため年度内完成が不可能なことにより、2,624万円を繰り越すものでございます。完了につきましては、4月上旬を予定しております。

次に、中央公園整備事業費、これも国の1次補正により年度内完成が不可能なことにより、7,400万1,000円を繰り越すものでございます。完了につきましては、12月末を予定しております。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

恐れ入ります。79ページにお戻りください。

8款4項1目都市計画総務費で1,218万9,000円の減額補正でございます。説明欄1のまちづくり交付金事業活用調査に要する経費ですが、委託料が確定したことから、255万1,000円減額するものでございます。

次に、2都市計画に係る調査・策定に要する経費で、歴史的風致維持向上計画協議会が、当初3回予定しておりましたが、2回の開催となったことから、委員謝金15万6,000円減額するものでございます。

次に、3都市計画事業運営に要する経費ですが、都市計画審議会の開催がなかったことなどから、28万8,000円減額するものでございます。

次に、4危険ブロック塀等除却事業費ですが、対象件数が34件に対して7件の応募があり除却が完了しましたことから、119万4,000円減額するものでございます。

次に、5多賀城駅北地区市街地再開発事業でございますが、補助金の全額800万円を減額するものでございます。これは平成19年度及び20年度に策定した基本設計等の事業計画について昨年度より引き続き見直し作業を進めており、年度内の施工認可が見込めないことから、認可後に予定していた地盤調査に係る補助金を減額するものでございます。

なお、平成23年度予算に改めて計上させていただく予定でございます。

次に、2目街路事業費で2,084万5,000円の増額補正でございます。これは清水沢多賀城線建設事業負担金で、用地交渉に若干時間を要しているものの、後ほど説明いたします繰越分を含めればすべての用地補償契約の見通しが立ったことから、増額するものでございます。

ここで恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費ですが、8款4項都市計画費の一番下にございます清水沢多賀城線建設事業負担金ですが、先ほど申し上げたとおり、用地交渉に若干時間を要しているため、4,159万5,000円を繰り越すものでございます。完了は12月末を予定してございます。

恐れ入りますが、79ページにまたお戻りください。

○鈴木道路公園課長

3目公園費で203万6,000円の増額補正を行うものでございます。説明欄1都市公園維持管理に要する経費、11節修繕料で340万円の増額補正を行うものでございます。これは下馬地内でございます割山公園、鎌倉公園、西の入公園、この3公園の外柵が腐食したため、それを部分的に補修するものでございます。

説明欄にあやめ園整備に要する経費、財源の組み替えでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、3国・県事業負担金ですが、加瀬沼公園建設事業負担金及び国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金について、それぞれ4万8,000円、131万6,000円減額するものでございます。

ここで恐れ入りますが、また7ページにお戻りください。

繰越明許費の7ページですが、加瀬沼公園建設事業負担金につきましては、用地補償及びあずまやの建設等の遅延により85万9,000円繰り越すものでございます。

なお、完了は7月末を予定しております。

恐れ入りますが、再度79ページにお戻りください。

79ページの一番下でございますが、8款4項4目市街地開発事業費で1,286万7,000円減額補正するものでございます。

次のページをお開きください。

説明欄1の連続立体交差事業費ですが、負担金等の執行見込みが立ったことから、832万3,000円を減額するものでございます。これによりまして、今年度の連続立体交差事業費は14億7,342万9,000円となります。なお、高架下り線の開通は本年秋ごろを予定しております。

次に、2土地区画整理事業費（単独）ですが、委託料、工事請負費及び補償金等の執行見込みが立ったことから、454万4,000円を減額するものでございます。

再度恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

繰越明許費の7ページ、上から2番目と3番目でございますが、ただいま歳出補正で説明いたしました鉄道高架負担金と土地区画整理事業費（単独）ですが、鉄道高架負担金につきましては、新下り線の基礎工事の遅延によりまして6,721万1,000円を繰り越すものでございます。なお、工事の完了は、本年5月末を予定しております。

次に、土地区画整理事業費（単独）でございますが、昨年3月に事業認可を2カ年延伸した連立事業の事業認可変更に伴い、区画整理の事業計画及び実施計画の変更手続きにつきまして、現在協議しておりますが、その国・県との関係機関協議に時間を要しているため、工事設計費の委託料1,354万5,000円を繰り越すものでございます。完了は平成24年3月末を予定しております。

81ページにお戻りください。

次に、8款4項5目下水道事業特別会計繰出金ですが、3,882万5,000円減額するものでございます。詳細は下水道事業特別会計で説明いたします。

次のページをお開きください。

○阿部管財課長

5項1目住宅管理費で145万1,000円の減額でございます。これは建築事務に要する経費で、ふるさと雇用再生特別交付金事業として実施しています被災建築物応急危険度判定街区図作成業務委託費の執行残によるものです。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次の民間住宅借上事業費は、国庫補助金の減額に伴う財源組み替えでございます。

次に、2 目住宅環境整備費ですが、314 万円減額するものでございます。説明欄 1 の木造住宅地震対策事業費ですが、避難弱者住宅及び一般住宅の耐震改修申し込み件数が、それぞれ 5 件、3 件の計 8 件、これ予定件数でございますが、その予定件数がすべて完了しましたので、46 万円減額するものでございます。

次に、説明欄 2 の市営住宅長寿命化計画策定事業ですが、委託料が確定したことから、268 万円を減額するものでございます。

- 9 款 消防費

- 鈴木交通防災課長

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 2 目消防施設費で 19 節負担金、補助及び交付金で 7 万 6,000 円の補正をお願いするものでございます。これは塩釜給水区で、配水管布設工事に伴う消火栓の移設費用が確定し、不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

4 目災害対策費 18 節備品購入費で 102 万 7,000 円の補正をお願いするものでございます。これは災害情報を受信するため、消防団各分団の詰所にテレビを購入、配置するものでございます。

- 10 款 教育費

- 萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 3 目教育施設及び文化施設管理基金費で 10 万 7,000 円の減額補正をするものでございます。これは教育施設及び文化施設管理基金への積立利子の減額補正になりますが、現在預け入れをしている金融機関の預金利リストを勘案し、見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

- 佐々木学校教育課長

次のページ、89、90 ページをお開き願います。

2 項 1 目学校管理費の説明欄 1 学校教育課関係経費、18 節備品購入費、学校用備品購入費 38 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは来年度城南小学校の肢体不自由児学級に新たに入級する児童が予定されておりますことから、学級新設に伴う備品を事前に整備するための費用でございます。

- 鈴木副教育長(兼)教育総務課長

説明欄 2 山王小学校屋内運動場大規模改造事業で 1 億 3,024 万 7,000 円を増額するものでございます。その主なものは 15 節工事請負費で 1 億 3,000 万円の増額です。これは当初平成 22 年度で設計業務を行い、大規模改造事業は平成 23 年度予算で対応する計画でしたが、国の平成 22 年度第 1 次補正予算の交付決定を受けましたことから、増額補正を行うものでございます。

次に、3 小学校安全管理対策事業で 1 億 3,549 万 9,000 円を増額するものでございます。その主なものは 15 節工事請負費で 1 億 3,510 万円の増額ですが、この安全管理対策事業の内容につきましては、校舎、屋体等のガラスを強化ガラスに交換し、また施設管理に万全を期するため、防犯カメラシステムの増設や設置、また外周フェンスの改修及び新

設を行うもので、天真小学校、山王小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校の改修に係るものでございます。これによりまして、市内すべての小学校において強化ガラス等の安全・安心対策事業が完了いたします。

次に、4小学校暖房設備整備事業で800万円を増額するものでございます。これはさきに財政担当が御説明いたしましたきめ細かな交付金事業を活用し、多賀城東小学校、多賀城八幡小学校の老朽化の著しいFF式暖房機40台を交換するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目中学校管理費で、説明欄1第二中学校屋内運動場大規模改造事業で1億8,036万9,000円を増額するものでございます。その主なものは15節工事請負費で1億8,000万円の増額ですが、これは当初平成22年度予算で設計業務を行い、大規模改造事業は平成23年度予算で対応する計画でございましたが、これも国の平成22年度第1次補正予算の交付決定を受けましたことから、増額補正を行うものでございます。

次に、2の東豊中学校バリアフリー対策事業で5万円を増額するものでございます。これは特別支援学級への入級が適切であると判断された生徒が、平成23年4月に入学することに伴い、昨年12月の定例会においてその改修費用を計上させていただきましたが、今般これに係る国庫補助金、安全・安心な学校づくり交付金の交付決定を受けましたところ、事務費5万円も合わせて交付決定があったことから、11節需用費に計上するものでございます。

次に、3中学校安全管理対策事業で9,659万2,000円を増額するものでございます。その主なものは15節工事請負費で9,630万円の増額ですが、この安全管理対策事業の内容につきましては、校舎、屋体、武道場、弓道場等のガラスを強化ガラスに交換し、また施設管理に万全を期するため、防犯カメラシステムの設置や外周フェンスの改修及び新設を行うもので、多賀城中学校、第二中学校、高崎中学校の改修に係るものでございます。これによりまして、市内すべての中学校において強化ガラス等の安全・安心対策が完了いたします。

次に、4中学校暖房設備整備事業で280万円を増額するものでございます。これはさきに財政担当が御説明いたしましたきめ細かな交付金事業を活用し、東豊中学校の老朽化の著しいFF式暖房機14台を交換するものでございます。

ここで恐れ入りますが、7ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費でございますが、10款2項小学校費で、山王小学校屋内運動場大規模改造事業につきましては、国の補正予算の交付決定が1月だったことから、事業費の全額を繰り越しさせていただくものでございます。完成予定は平成23年10月末を予定しております。

次の欄、小学校安全管理対策事業につきましても、国の補正予算の交付決定が1月だったことから、事業の全額を繰り越しさせていただくものでございます。完成予定は平成24年2月末を予定してございます。

3項中学校費で、第二中学校屋内運動場大規模改造事業につきましても、国の補正予算の交付決定が1月だったことから、事業費の全額を繰り越しさせていただくものでございます。完成の予定は平成24年2月末を予定しております。

次の欄、中学校安全管理対策事業につきましても、国の補正予算の交付決定に伴うもので、事業費の全額を繰り越させていただくものでございます。完成予定は平成 24 年 2 月末を予定しております。

恐れ入ります。93 ページへお戻り願います。

○永沢生涯学習課長

93 ページ、94 ページ、4 項 2 目社会教育振興費の説明欄 1 家庭教育事業費について県の補助金交付要綱が施行され、補助対象経費の 3 分の 2 に当たります 4 万 3,000 円が補助金として交付されることに伴う財源組み替えでございます。

説明欄 2 放課後子ども教室推進事業費につきましては、寄附金 3 万円を充当することに伴う財源の組み替えでございます。

3 目公民館費で 5,297 万 4,000 円の増額補正です。説明欄、山王地区公民館維持管理経費、2 大代地区公民館維持管理経費で、それぞれ記載の業務委託料の額の確定に伴い執行残の減額でございます。

説明欄 3 大代地区公民館施設改修事業費で 5,379 万 5,000 円の増額補正でございます。老朽化に伴う改修工事及び備品の整備を行うものですが、15 節工事請負費は、体育室の床や壁の改修、本館 1 階和室と 2 階会議室の改修、電気設備の改修、空調設備の新設及び駐車場の舗装、また別館の内部改修、屋根の塗装などが主な工事でございます。

18 節備品購入費は、体育室用のどんちょう、暗幕、床改修に伴います競技用支柱などの購入が主なものでございます。

なお、改修工事の内容につきましては、平成 24 年度から管理運営予定者であります大代地区コミュニティ推進協議会の皆さんと十分話し合った内容であります。

恐れ入りますが、7 ページをお開きいただきたいと思います。

7 ページ、第 2 表 繰越明許費の一番下でございます。10 款 4 項大代地区公民館施設改修事業費 5,379 万 5,000 円全額を繰り越すものでございます。完成は平成 23 年 12 月末を予定してございます。

93 ページにお戻りをいただきます。

○高倉文化財課長

次に、4 目文化財保護費につきましては 8 万 7,000 円を増額するものでございます。これは文化財保護管理に要する経費で、18 節備品購入費 8 万 5,000 円につきましては、市民からの教育寄附金を充当いたしまして、パンフレットスタンドを購入するものでございます。

次に、9 目埋蔵文化財調査センター費は 813 万 3,000 円を減額するものでございます。説明欄 1 の発掘調査受託事業に要する経費は 701 万 5,000 円を減額するもので、調査件数 5 件を考慮しておりましたが、3 件に減ったことによるものでございます。その主なものにつきましては、賃金が 309 万 9,000 円、需用費が 83 万 6,000 円、委託料が 87 万 6,000 円、使用料及び賃借料が 202 万 4,000 円の減でございます。

2 の出土品等の整理保存に要する経費（単独）につきましては 54 万 5,000 円を減額するものでございます。これは業務執行確定による執行残でございます。

3の調査資料デジタル化事業に要する経費は601万円を減額するものでございます。これは業務委託の執行残でございます。

4の文化財の普及・啓発に要する経費は65万3,000円を減額するものでございます。これも執行額確定による執行残でございます。

5の埋蔵文化財保存活用整備事業費（補助）は609万円を増額するものでございます。この主なものにつきましては、13節委託料が62万1,000円、これを減額をいたしまして、18節備品購入費で675万8,000円を増額するものでございます。その内容でございますが、消防設備でありますハロンガス系消火ポンベの交換が必要となったため、ポンベを購入するものでございます。

ハロンガスにつきましては、埋蔵文化財調査センターの消火設備として昭和62年に設置しておりましたが、多賀城消防署より18年から20年を過ぎたものについては容器弁の安全性の面からポンベ自体の交換を推奨するとのことでございました。そこで、文化庁の補助事業でございます保存活用整備事業費の補助活用について県と協議したところ、備品購入費であれば消防設備購入費として補助金の利用が可能になったということに伴いまして、今回予算措置をさせていただいたものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、10目生涯学習推進基金費で3万1,000円の減額補正をするものでございます。これは生涯学習推進基金への積立利子の減額補正になりますが、現在預け入れをしている金融機関の預金利リストを勘案し、見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

○永沢生涯学習課長

次のページ、97ページ、98ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費で、説明欄1社会体育施設等管理運営業務に要する経費ですが、これは昨年12月議会で市民プールの修繕のための補正予算を計上いたしましたが、これにきめ細かな交付金を充当することによります財源の組み替えでございます。

● 12款 公債費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

12款1項2目で借入金償還費（利子）でございます。1,940万9,000円の減額補正をするものでございます。これは新規借りに係る事業費の減額、当初見込みよりも低利で借り入れることができたことなどによる減額でございます。

恐れ入ります。次に、8ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為でございますが、これは複数年契約を締結する業務や新年度当初から業務が開始となるため、今年度中の契約等の事務処理を行う必要のあるものについて債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、この債務負担行為に係る予算措置につきましては、新年度以降の各年度の歳出予算に計上させていただくものでございます。

各事項の内訳につきましては、資料 3 の 17 ページから 21 ページにかけて記載しております。

お手数ですが、資料 3 の 17 ページをお願いいたします。資料 3 の 17 ページです。

ここでは経常的な業務を除き新規に設定させていただくものや業務内容等に特に変更があったものについて、各担当課長等から御説明申し上げます。

○鈴木道路公園課長

それでは、17 ページの一番上の表になります。

中央公園仮設トイレ借上料で 81 万円の債務負担行為でございます。中央公園野球場のトイレが老朽化したことにより、新たにトイレを設置するものでございます。

○永沢生涯学習課長

その下、映写機材借上料です。これまで視聴覚教育につきましては、宮城中央地区視聴覚教育協議会を設置し、1 市 3 町共同で取り組んでまいりましたが、当協議会が本年 3 月末で解散することを受け、平成 23 年度以降は多賀城市視聴覚ライブラリが単独で行うことになっております。映写機材についても、これまでの協議会でのリースから市単独でのリースに切りかえる必要がありますことから、平成 23 年度から 5 年間 54 万円を限度に借り上げるため、本補正予算に債務負担行為を計上するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、単年度契約事務に係る各種業務委託等につきましては、表の中ほど 15 番市制施行 40 周年記念 DVD 制作業務でございます。これは市制施行 40 周年を記念いたしまして、多賀城市のこれまでの歩みを振り返り、多賀城市に親しみ、愛着を持っていただき、今後のまちづくりについて関心を持つきっかけとなるような DVD、大体 15 分程度のものなのですが、記念の DVD を制作するというので、平成 23 年 4 月 1 日から単年度で業務委託するために限度額 235 万 5,000 円で債務負担行為を設定するものでございます。

なお、DVD は 1,100 枚を作成する予定で、市の PR として使用するほか、市内の学校や各公共施設などに配布するほか、11 月 1 日の市制施行記念式典で招待者に配布するものでございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、19 番の資源回収箱洗浄業務 90 万 3,000 円でございますが、これは市内各ごみ集積所に配置をいたしますプラスチック製の資源回収箱に付着した飲料水等の洗浄を要するため、委託するものでございます。

○佐藤商工観光課長

23 番地域産業振興事業推進業務で 2,880 万円の債務負担行為でございます。これは平成 23 年度の重点分野雇用創出事業として実施するもので、市内の中小企業へ新規学卒の未就職者を就労体験させ、働きながら就業に必要な知識や技術を習得し、早期就職を図るとともに、人材確保を通じた経営支援を行い地域の中小企業の振興を図ろうとするもので、平成 23 年 4 月 1 日から 1 年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、24 の小規模事業者事業協同化推進業務で 600 万円の債務負担行為でございます。この事業も平成 23 年度重点分野雇用創出事業として実施するもので、景気低迷の中、受

注量が大きく減少していると伝えられている建設業界の中で、特に厳しい状況に置かれている個人事業者の事業の協同化を図り競争力を向上させることによって、市内建設業の振興を図ろうとするもので、平成 23 年 4 月 1 日から 1 年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、25 番観光宣伝委託業務で 490 万円の債務負担行為でございます。この事業は平成 23 年度においてふるさと雇用再生特別基金事業として実施するもので、観光パンフレットやポスター用の写真データを新たに撮影し、それをデータバンクとして蓄積し、本市の印刷物のみならず、あらゆるメディアに提供していこうとするもので、平成 23 年 4 月 1 日から 1 年間の債務負担行為を設定するものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、一つ飛びまして、27 番のレセプト管理システム保守点検業務の 17 万 7,000 円でございますが、これは生活保護業務においてレセプトの電子化に伴い設置する機械類の保守点検に要する経費でございます。

○長田選挙管理委員会事務局長

次のページをお願いいたします。

62 番の宮城県議会議員一般選挙ポスター掲示板借上げから、68 番多賀城市議会議員一般選挙啓発用看板塗替等業務までにつきましては、4 月に行われます統一地方選挙に係る業務について債務負担行為を設定するものでございます。

○松岡介護福祉課長

続きまして、単価契約に係る各種業務委託について、19 ページをお開き願います。

番号の 31 番短期入所施設サービス業務でございますが、これは家族介護支援レスパイト事業として、在宅で高齢者を介護している家族が疾病等の理由により介護できない場合の要介護者等の一時的施設入所の事業で、あらかじめ新年度からの委託施設と単価契約を締結しておくためのものでございます。

次の 32 番生活管理指導短期宿泊業務ですが、これは在宅の高齢者で社会生活への適用が困難な高齢者を施設に原則 7 日間を限度に短期間宿泊の上、日常生活の支援を行うもので、これもあらかじめ新年度からの委託施設と単価契約を締結しておくためのものでございます。

○紺野健康課長

二つ飛びまして、35 の妊婦乳児健康診査業務でございますが、妊婦健診に 14 回の助成を行い、また乳児について 2 カ月と 8 カ月から 9 カ月児、この 2 回の時点での健康診査を実施するものでございます。

36 の乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問業務でございますが、乳児のいる家庭を訪問して子の発達状態を確認したり、保護者の育児不安の相談に応じたりするものでございます。

37 の子宮頸がん等ワクチン接種業務でございますが、本年度は専決処分させていただきましたけれども、平成 23 年度も事業を継続実施予定しているものでございます。

38の宮城県広域化予防接種業務でございますが、予防接種法に基づき実施しております麻疹風疹混合ワクチンほか、3種類の予防接種につきまして、宮城県医師会と契約を締結することで県内どこでも予防接種が受けられるようにするものでございます。

○佐々木学校教育課長

次のページ、20ページをお開きください。

51番学力検査業務であります。これは全国標準学力検査を、小学校においては1教科を第1学年以外の3学年で、中学校においては1学年で実施する場合の2教科、2学年で実施する場合の1教科を2学年以内で実施するもので、その検査の採点及び集計業務を委託するものであります。

次に、52番健診用器具滅菌処理等業務であります。これは学校における健康診断において感染症予防の観点などから、滅菌消毒及び保管を徹底管理するため行うものであります。

次に、53番全国学力・学習状況調査採点及び集計業務であります。これは全国学力・学習状況調査について、平成22年度から抽出により実施することになりまして、抽出されなかった学校においても希望で実施することにより、市内の学力状況の把握に努めるもので、その調査の採点及び集計業務を委託するものであります。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時00分から、以上。

午前11時54分 休憩

午後0時58分 開議

○金野委員長

それでは、全員おそろいですので、開始いたします。

歳入の方から順次説明を求めます。

- 歳入説明
- 1款 市税

○鈴木税務課長

それでは、市税について御説明申し上げます。

資料2の13ページをお開き願います。

1款市税で1億106万6,000円の減額補正でございます。まず、1項1目個人市民税の説明欄1の現年課税分では、初めに均等割でございますが、当初予算におきまして対象人数2万9,987人、税額で8,906万1,390円を見込んでおりましたが、11月末の調定実

績を勘案いたしまして、年度末の対象人数を3万377人、均等割額9,021万9,690円と見込み、その差額である115万8,300円を増額するものであります。

次に、総合課税による所得割でございますが、当初予算におきまして28億3,704万485円を見込んでおりましたが、世界的な金融危機を背景にした景気の低迷による個人の総所得金額の減少等によって、当初見込んだ予算額に達しないと思われるため、11月末の調定実績と其の後の収入見込額を推計した結果、本年度末では26億4,588万1,323円と見込み、その差額である1億9,115万9,162円を減額するものでございます。

総合課税におきましては、大幅な減額となったわけですが、この背景を少し説明させていただきます。

毎年7月1日を基準として国と地方公共団体では、その年度の市民税の当初賦課状況を調査しております。平成21年度と22年度のこの数値を比較いたしますと、平成22年度におきましては、課税標準が300万円を超える層の所得の落ち込みが激しく、これらの人数は224人増加しているにもかかわらず、総所得金額は12.8ポイントの大幅な減少となっております。納税者1人に換算いたしますと、これらの層の総所得金額は694万3,000円から576万1,000円と減少し、その減少額は納税者1人当たり総所得金額で118万2,000円となっております。

本市の総所得金額に占める給与所得者の割合が83%でございますので、状況といたしましては、リストラによる退職や賃金、手当の削減など比較的高額の所得者層の給与水準が相当下がっている状況がうかがえます。これらの層の総所得金額の減少は、市民税の所得割の減少にストレートに反映し、課税標準額が300万円を超える層の所得割額は約13億5,000万円から1億8,000万円減少になりまして、約11億7,000万円と下がってございます。納税者全体では、約29億円から約26億7,000万円へとその減少幅は2億3,000万円と8.1ポイントの大幅な減少となっております。

次に、2目法人市民税でございます。説明欄1の現年課税分として4,000万1,000円を増額補正するものでございます。これは世界的な景気低迷に伴う販売不振や急激な円高の進行で企業業績は悪化により、法人市民税割の当初予算では、前年の当初予算に比べて1億3,412万8,598円を減額した1億8,677万6,840円を計上しておりましたが、11月までの調定実績と其の後の収入見込額を推計した結果、年度末で2億2,677万6,924円と見込み、4,000万84円を増額するものでございます。これによりまして、法人市民税の現年度課税分では、収入見込額3億8,372万2,000円と計上済額3億4,372万1,000円との差額4,000万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、2項1目固定資産税であります。説明欄1の現年課税分で3,600万円の増額補正をするものでございます。初めに土地でございます。これは当初予算において11億1,846万3,400円を見込んでおりましたが、予算編成の時期との兼ね合いから、住宅用地への地目の変更などを見込み切れない部分がありましたことから、11月までの調定実績に基づき補正後の額を11億1,330万2,407円と見込み、その差額であります516万993円を減額するものでございます。

次に、家屋でございます。これは当初予算におきまして14億7,213万9,522円を見込んでおりました。これも予算編成の時期との兼ね合いから、家屋の一部については建築が完成する見込みでの評価を行ったり、あるいは建築中のため概算での評価を行っております。平成22年度におきましては、平成21年中に建築された非木造家屋において予算編成時点での概算の評価額と実際の評価額との間に差額が多く生じたことから、次のページをお開きください。補正後の額を15億1,601万3,640円と見込み、その差額であります4,387万4,118円を増額するものであります。

次に、償却資産でございますが、これは当初予算におきまして、急激な経済不況の影響で設備投資が相当抑制するものと考え、当初予算では前年度の当初予算に比べて7,139万5,480円減額した6億1,424万7,258円を計上しておりましたが、11月までの調定実績では設備投資の抑制はさらに予想を上回っていることから、補正後の額を6億1,153万4,260円と見込み、その差額271万2,998円を減額するものでございます。これらによりまして、固定資産税の現年度課税分では収入見込額32億4,085万円と計上済額32億485万円との差額3,600万円を増額補正するものであります。

3項1目軽自動車税でございますけれども、149万7,000円を増額補正するものでございます。これは当初予算で4人の乗用自家用軽自動車を8,980台、6,465万6,000円と見込んでおりましたが、経済情勢を反映してか11月までの調定実績では、その予想を上回り9,190台、6,616万8,000円の税収が見込まれることから、その差額149万6,880円を増額するものであります。これによりまして、軽自動車税の現年課税分は、収入見込額8,182万4,000円と計上済額8,032万7,000円との差額149万7,000円を増額補正するものであります。

4項1目市たばこ税ですが、500万円を増額補正するものでございます。御存じのように、平成22年10月1日から市たばこ税の税率が引き上がり、主力の旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税率では、1,000本当たり3,298円から4,618円と1.4倍に引きあがるとともに、販売価格が大幅に引き上がりました。当初予算では旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの販売本数を1億1,829万4,000本と見込み、4月から8月まではほぼこの見込みどおり平均すると毎月約1,000万本で推移しておりました。

その後、新聞報道でも御存じのとおり、値上げ前の駆け込み需要で9月には通常の月の2倍に相当する2万1,000本の販売があった反面、その翌月以降はその反動では10月には約290万本、11月には560万本と大幅に落ち込んでおります。9月から11月までの3カ月の販売本数の合計は約2,950万本に達しておりますので、これでほぼ買い置き分は消費したと思われれます。

しかしながら、私の周りでも買い置き分がなくなったことを契機として禁煙をしたり節煙をされる方がいらっしゃり、12月以降の販売本数を予測するのは極めて難しいことがありますことから、日本たばこ協会における販売予測マイナス39.4%を参考に推計し、税率引き上げの販売本数を2,682万7,300本と見込み、年度末の販売本数の合計は1億793万5,000本、当初予算と比較いたしまして1,035万9,000本の減、8.8%の減であろうと見込みました。結果的には販売本数は見込みに減じたわけでございますけれども、税収においては1.4倍に引き上がったことにより、級3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの収入見込みは3億9,513万3,314円となり、補正前の額3億9,013万3,612円との差額499万9,702円を増額するものであります。

なお、これにより現年課税分の収入見込額は3億9,761万5,000円と計上済額3億9,261万5,000円との差額500万円を増額補正するものであります。

最後に、5項1目都市計画税でございますが、これも先ほど説明いたしました固定資産税の土地、家屋と同様でございますが、現年課税分収入見込額6億6,178万1,000円と計上済額6億5,534万5,000円の差引額643万6,000円を増額補正するものであります。

● 3 款 利子割交付金ほか

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、3款1項1目利子割交付金、4款1項1目配当割交付金、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、6款1項1目地方消費税交付金につきましては、県において試算したそれぞれの交付見込額が通知されましたので、それぞれ記載のとおり交付見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

8款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金で105万1,000円の増額補正をするものでございます。これは宮城県知事を経由して総務大臣から交付額の決定通知がございましたので、交付決定額と計上済額との差額を補正するものでございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税で4,768万7,000円の増額補正をするものでございます。これはさきに市長公室長からも説明がございましたが、地方交付税の原資となります国税、エコ税の増収見込み等により、平成22年度の普通交付税が2,820億円増額されたことに伴う追加交付があったものでございます。

追加交付に当たりましては、基準財政需要額のうち、個別算定経費である雇用対策地域支援活用臨時特例費の増額、それと当初算定時に交付基準額を普通交付税の総額に一致させるために、減額された調整額を復活させることにより再算定されましたが、本市では雇用対策地域支援活用臨時特例費の増額が4,058万1,000円、調整額の復活による増額が710万6,000円、合わせて4,768万7,000円の増額となったものでございます。

● 13款 使用料及び手数料

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、13款1項2目3節太陽の家利用料で120万9,000円の減額補正でございます。当初予算で健常児35名の1年分を計上しておりましたが、15名と見込まれることから、その差額を減額するものでございます。

○高倉文化財課長

4目教育使用料は4節の埋蔵文化財調査センター展示室観覧料でございます。58万6,000円を減額補正するものでございます。これは昨年9月に特別遺跡多賀城跡調査50周年記念事業として実施をいたしました「発掘された日本列島2010」の観覧料でございます。有料入館者3,000人と見込んで150万円を計上しておりましたが、収入見込額が91万4,000円となったことから、減額をするものでございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、2項2目衛生手数料で750万円の減額補正でございます。2節清掃手数料の廃棄物処理手数料に係る減額であります。これは宮城東部衛生処理組合への直接搬入量の見込み減によるものであります。当初予算では過去の徴収実績により6,000万円を計上いたしました。昨年11月末現在の調定実績と今後の徴収見込額を推計をし、その差額分750万円を減額するものでございます。

● 14款 国庫支出金

○大森国保年金課長

次に、14款1項1目民生費国庫負担金で68万3,000円の減額補正でございます。初めに、4節保険基盤安定負担金で323万3,000円の減額でございます。これは国民健康保

険基盤安定負担金の減額ですけれども、本年度分の保険者支援分の確定に伴うものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、5節障害者福祉費負担金で255万円の増額補正でございます。説明欄1の障害者自立支援給付費負担金140万円でございますが、これは歳出計上の福祉サービス費280万円に係る国負担2分の1でございます。

次のページをお願いいたします。

2の障害者医療費負担金115万円につきましては、歳出計上の更生医療給付費230万1,000円に係る国負担2分の1相当額でございます。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

2目教育費国庫負担金で1億3,711万6,000円を増額するものでございます。1節小学校費負担金、1の安全・安心な学校づくり交付金6,532万円の増額でございますが、これは歳出で説明いたしました(1)山王小学校屋内運動場大規模改造事業交付金及び(2)小学校安全管理対策事業交付金で、いずれの交付金も対象事業費の3分の1に事務費を加算した金額でございます。

次に、2節中学校費負担金、1の安全・安心な学校づくり交付金7,179万6,000円の増額でございますが、これも歳出で説明いたしました(1)東豊中学校バリアフリー対策事業交付金、(2)中学校安全管理対策事業交付金、次のページをお願いいたします。(3)第二中学校屋内運動場大規模改造事業交付金につきましては、いずれの交付金も対象事業費の3分の1に事務費を加算した金額でございます。

○但木こども福祉課長

次に、2項1目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金で526万6,000円の減額補正でございます。1の延長保育推進事業費補助金で526万6,000円の減額でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、国庫補助金から県補助金に枠組みが変更になったことによる減額でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、2目土木費国庫補助金で743万6,000円減額するものでございます。これは2節住宅費補助金、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金、いわゆる昨年スタートいたしました借上住宅の件ですが、この借上住宅の家賃補助について、固定資産税の新築住宅軽減措置等により借上料の設定が変更となったため、94万8,000円減額するものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、5節社会資本整備総合交付金648万8,000円の減額補正を行うものでございます。説明欄1社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)、(1)地震等災害対応高橋跨線橋66万円の増額補正を行うものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に(2)の地震等災害対応(危険ブロック塀等除却事業)ですが、歳出で説明しましたとおり応募7件の除却が完了しましたことから、66万円を減額するものでございます。

次に、2の(1)都市再生整備計画（まちづくり交付金事業活用調査）でございますが、これも歳出で説明しましたとおり、委託料が確定したことから、100万円を減額するものでございます。

次のページをお開きください。

説明欄3の(1)市街地再開発事業ですが、歳出で説明しましたとおり、地盤調査を取りやめましたので、400万円全額の減額でございます。

次に、(2)木造住宅耐震化事業ですが、これも歳出で説明しましたとおり、一般及び避難弱者の予定件数8件がすべて完了しましたことから、30万円減額するものでございます。

次に、(3)市営住宅長寿命化計画策定事業ですが、これについても委託料が確定しましたことから、118万8,000円減額するものでございます。

○高倉文化財課長

3目教育費国庫補助金は、4節社会教育費補助金でございますが、339万円を増額補正するものでございます。これは説明欄1の(1)市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業で、多賀城跡調査50周年記念のDVD制作及び埋蔵文化財調査センターの消火設備であります。ハロンガス系消火ポンベ購入に伴って補助金を増額するものでございます。

○紺野健康課長

4目1節疾病予防対策事業費等補助金で152万5,000円の減額補正でございます。これは女性特有のがん検診に要する経費の国庫補助金で、歳出で御説明申し上げましたように、受診者数が見込みより少なかったことに伴うものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

5目総務費国庫補助金で4,129万4,000円を増額補正を行うものです。これは3節目細かい交付金で2,947万1,000円、次のページをお願いいたします。4節住民生活に光をそそぐ交付金で1,182万3,000円を増額補正を行うものですが、これは冒頭での全体説明で御説明申し上げましたとおり、このたびの国からの限度額の提示に伴いまして計上するものでございます。

● 15款 県支出金

○大森国保年金課長

次に、15款1項1目民生費県負担金で16万4,000円の減額補正でございます。初めに、3節保険基盤安定負担金で143万9,000円の減額でございます。その内訳ですけれども、1の国民健康保険の保険基盤安定負担金で345万7,000円の減額でございます。保険税の軽減分で184万円の減額、保険者支援分で161万7,000円の減額でございます。それぞれ本年度分の確定に伴うものでございます。

次に、2の後期高齢者保険基盤安定負担金で201万8,000円を増額補正でございます。これは後期高齢者保険基盤安定負担金の低所得者軽減分、被用者保険の被扶養者軽減分の確定に伴うものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、5節障害者福祉費負担金で、127万5,000円の増額補正でございます。説明欄1の障害者自立支援給付費負担金として70万円、2の障害者医療費負担金として57万5,000円で、歳出計上の福祉サービス費及び更生医療給付費に係る県の負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

2項2目県補助金でございます。4節障害者福祉費補助金で31万3,000円の増額補正でございます。説明欄1の障害者自立支援特別対策事業補助金で、歳出で計上しております通所サービス等利用促進事業、それから地域移行支度経費支援事業、新事業移行促進事業に係る経費の4分の3相当額でございます。

○但木こども福祉課長

次に、7節児童福祉費補助金で233万4,000円の増額補正でございます。まず、1の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金で293万3,000円の減額でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、大代保育園並びに（仮称）下馬みどり保育園の建設事業費が確定したことにより、計上済額との差293万3,000円を減額するものでございます。

2の延長保育推進事業費補助金で526万7,000円の増額でございますが、これも先ほど御説明申し上げましたとおり、国庫補助金から県補助金に枠組みが変更になったことによる増額でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

5目土木費県補助金で211万4,000円の減額でございます。1節都市計画費補助金で説明欄1の市街地再開発事業費等補助金につきましては、歳出及び歳入の国庫補助金でも説明しましたとおり、地盤調査を取りやめましたので、200万円全額の減額でございます。

次のページをお開きください。

2節住宅費補助金で、歳出で説明いたしましたが、木造住宅耐震化事業の減額に伴い、みやぎ避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業費補助金を11万4,000円減額するものでございます。

○永沢生涯学習課長

6目教育費県補助金1節社会教育費補助金で4万3,000円の増額補正です。家庭教育支援基盤形成事業につきましては、歳出説明のとおり県の補助金交付要綱が施行されたことに伴いまして4万3,000円の増額でございます。

○佐藤商工観光課長

7目労働費県補助金で1,891万3,000円の減額補正でございます。まず、1節ふるさと雇用再生特別基金事業補助金で746万1,000円の減額ですが、歳出で御説明いたしましたが、被災建築物応急危険度判定街区図作成業務及び調査資料デジタル化業務において、入札等により事業費が確定したことに伴うものでございます。

2節緊急雇用創出事業費補助金で1,145万2,000円の減額ですが、歳出でも御説明いたしましたが、埋蔵文化財調査センター収蔵資料整理業務及びものづくり産業振興事業業務委託による入札等に伴う事業費の確定及び新住民基本台帳等システム導入に係るデータ移行業務について新たに補助対象業務となったことに伴い、差し引きでの減額でございます。

○片山地域コミュニティ課長

3 項 1 目総務費委託金で 625 万 3,000 円の減額補正でございます。まず、1 節総務管理費委託金で 1 万 2,000 円の増額は、県政だより配布委託金の増額補正を行うもので、歳出でも説明したとおり、算定基準となります配布世帯数の増加によるものでございます。

○長田選挙管理委員会事務局長

次に、3 節選挙費委託金で 463 万円の減額でございます。これは昨年執行いたしました参議院議員選挙の執行経費が確定いたしましたので、交付見込額との差額を減額するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、4 節統計調査費委託金で 163 万 5,000 円の減額補正ですが、これも歳出で説明しましたとおり、工業統計調査や国勢調査などの委託統計調査等に係る委託金の確定によるものでございます。

● 16 款 財産収入

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 145 万 7,000 円の減額補正をするものでございます。説明欄 1 から 7 までに記載しております各基金利子につきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、現在預け入れをしている金融機関の預金利リストを勘案して補正するものでございます。

● 17 款 寄附金

○阿部管財課長

17 款 1 項寄附金ですが、106 万 2,000 円の増額でございます。平成 23 年 1 月 5 日現在で 1 目一般寄附金において 16 件、54 万 5,879 円でございます。

次のページをお開きください。

2 目総務費寄附金では 1 件、1 万円、3 目社会福祉事業費寄附金では 10 件、39 万 8,934 円、5 目教育費寄附金では 2 件、8 万円、7 目産業経済費寄附金では 1 件、3 万円の寄附をいただきましたので、それぞれ計上するものです。

● 18 款 繰入金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 6,421 万 1,000 円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを増額するものでございます。これによりまして、補正後における財政調整基金の平成 22 年度末における残高は 15 億 3,291 万 9,000 円となる見込みでございます。

続きまして、8 目地域活性化・公共投資臨時基金繰入金で 1 億 4,731 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。詳細につきましては、先ほど御説明申し上げましたので省略させていただきますが、これによりまして、補正後における地域活性化・公共投資臨時基金の平成 22 年度末における残高は 2,246 万円となる見込みでございます。

● 20 款 諸収入

○佐藤商工観光課長

20 款 3 項 3 目商工費貸付金元利収入で 1,000 万円の増額補正をするものであります。これは歳出で御説明申し上げましたが、中小企業振興資金の追加預託の年度末の戻入れの収入でございます。

○高倉文化財課長

4 項 3 目教育費受託事業収入は、1 節社会教育費受託事業収入で 701 万 5,000 円を減額補正するものでございます。これは埋蔵文化財発掘調査受託に関するもので、当初 5 カ所を計画しておりましたが、3 カ所の実施に調査件数減となったことによる減額でございます。

次のページをお開きください。

5 項 2 目過年度収入でございまして、1 節県費過年度収入で 1,000 円を増額するものであります。これは宮城県教育委員会経由処理交付金の精算による増額でございます。

○紺野健康課長

3 目雑入で 68 万 7,000 円の減額補正でございます。3 節生活習慣病予防対策実費徴収金で 176 万円の減額は、歳出で申し上げましたように、説明欄 1 胃がん検診から 8 の肺がん検診までの各検診受診者が見込みより少なかったことによるものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、7 節雑入で 107 万 3,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄 1 財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金につきましては、オータムジャンボ宝くじに係る交付金交付額でございますけれども、同協会から交付額の決定通知がございましたので、交付決定額と計上済額との差額を補正するものでございます。

● 21 款 市債

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、21 款 1 項市債でございます。

39 ページをお願いいたします。

1 目民生債 1 節社会福祉施設整備等事業債で 30 万円の減額補正をするものでございます。説明欄 1 児童福祉施設整備事業債につきましては、歳出で御説明させていただきました大代保育園保育所建設事業補助金、下馬みどり保育園保育所建設事業補助金の財源として充当するものでございますが、これらの補助金の額の確定に伴いまして減額するものでございます。

2 目土木債 1 節都市計画債で 2,860 万円の減額補正をするものでございます。説明欄 1 街路事業債の(1)県事業（鉄道高架）負担金につきましては 660 万円の減額補正をするものでございます。これは歳出で御説明申し上げましたとおり、県事業費の減額等により本市負担額が減額となることに伴う補正をするものでございます。

同じく(2)清水沢多賀城線建設事業負担金につきましては 1,920 万円の減額補正をするものでございます。これはさきに御説明申し上げましたとおり、県事業負担金、清水沢多賀城線建設事業負担金の財源として地域活性化・公共投資臨時基金を活用することに伴う補正をするものでございます。

次に、説明欄 2、公園事業債の(1)加瀬沼公園建設事業負担金につきましては 10 万円の減額補正をするものでございます。これは県の年度内事業費の減額により、本市負担金が減額となることに伴う補正をするものでございます。

同じく説明欄の 2、公園事業債の(2)国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金につきましては 120 万円の減額補正をするものでございます。これは国の年度内事業費の減額により、本市負担金が減額となることに伴う補正をするものでございます。

次に、説明欄 3 市街地再開発事業債の(1)多賀城駅北地区市街地再開発事業債につきましては 150 万円の減額補正をするものでございます。これは歳出で御説明申し上げました多賀城駅北開発株式会社への補助金に充当するものでございますが、同社において当初予定していた事業を実施できなかったことによる、当該補助金の減額に伴う補正をするものでございます。

3 節道路橋りょう債で 50 万円の増額補正をするものでございます。説明欄 1 の(1)道路橋りょう事業債につきましては、歳出で御説明申し上げました高橋跨線橋耐震補強事業費に充当するものでございますが、高橋跨線橋耐震補強事業費を増額したことに伴う補正を行うものでございます。

続きまして、6 目教育債 1 節小学校債で 1 億 5,800 万円の追加補正をするものでございます。説明欄 1 学校施設整備事業債につきましては、山王小学校屋内運動場大規模改造事業及び小学校安全管理対策事業に充当するものでございますが、起債の充当に関しましては、さきに御説明申し上げましたので、詳細につきましては省略させていただきたいと存じます。

なお、今回計上しております補正額 1 億 5,800 万円の内訳につきましては、補正予算債 1 億 2,910 万円、通常債が 2,890 万円となっております。

2 節中学校債で 1 億 7,380 万円の増額補正をするものでございます。説明欄 1 学校施設整備事業債につきましては、第二中学校屋内運動場大規模改造事業、東豊中学校バリアフリー対策事業、それと中学校安全管理対策事業に充当するものでございます。

第二中学校屋内運動場大規模改造事業、それと中学校安全管理対策事業に対する起債の充当につきましては、さきに御説明させていただいておりますので、詳細につきましては省略させていただきたいと存じます。

東豊中学校バリアフリー対策事業に対する起債の充当につきましては、当該事業を 12 月定例会において補正しました際には、その財源を全額一般財源ということにしておりましたが、今回国の補正予算（第 1 号）により国庫補助事業となり、充当率 100%の補正予算債を充てることが可能となりましたので、事業総額 1,505 万円から国庫補助金 505 万円を差し引いた額の 1,000 万円につき起債を発行しようとするものでございます。

なお、今回計上しております補正額 1 億 7,380 万円の内訳につきましては、補正予算債 1 億 4,200 万円でございます。残りの通常債に関しましては 3,180 万円ということになります。

ここで恐れ入ります。9 ページをお願いいたします。

第 4 表 地方債補正でございますが、補正前の起債限度額 20 億 2,410 万円に対しまして 3 億 340 万円を増額いたしまして、補正後の起債限度額を 23 億 2,750 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債等の補正後のプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは5億5,518万円の赤字、元利ベースでは1億7,725万4,000円の赤字となっております。今回の補正により元利ベースにおいても赤字となったところでございますが、これは学校施設整備事業債の3億3,180万円の増額補正が大きな要因となっております。

なお、この3億3,180万円のうち、後年度の元利償還金の全額が地方交付税で措置される補正予算債に当たるものは2億7,110万円でございます。

また、学校施設整備事業債のうち通常債、さらに街路事業債のうちのそれぞれの一部について地域活性化・公共投資臨時基金を活用することにより、後年度の元利償還金に交付税措置のない起債の発行を縮減するなど、将来負担の抑制に意を配したところでございます。

最後になりますが、今回の地方債の補正は国の経済対策に対応したものであり、特に小中学校施設の安全・安心の確保に重きを置いたものでございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員さんから発言をいただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○金野委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○竹谷委員

ちょっと資料の見方教えてください。資料3の15、16ページですが、12番の山王小学校屋内体育館の大規模改修、ちょっとはしよりますが、第二中学校の大規模改修、事業費が、端数を切ります、1億3,500万円、二中が1億8,500万円という大ざっぱにこういう数字になると思います。しかし、16ページのことを見ますと、山王小が1億3,000万円、端数切ります、第二中学校が1億8,000万円というふうな数字になっておりますが、この数字の差異はどういうことから発生しているのでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

資料3の15ページと16ページの差異ということなんですけれども、こちらの金額、まず補正前の方で既に予算の方についております。今回、現計予算の方でそれぞれ500万円ず

つついておったんですが、こちらの事務費ということで予算の方を計上したものでございます。今回、その基金充当するに当たりまして、その事業費の方からこちらの500万円を除かせていただいて、今回計算させていただいております。

○竹谷委員

事業費がどちらが正確なのということ。数字的に。そうでなかったら、ここに何かコメントを入れないと、同じ事業なのに500万円も変わっているというのはどういうこと、これを聞いているんです。わかる意味。端的にこれを聞いているんですよ。何もどうのこうのじゃない。端的にそれを聞いている。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ちょっと資料のつくりの問題があったかと思います。確かにおっしゃるとおりコメント等を入れるべきだったと思います。済みません、ちょっと今資料の方を確認させていただきます。

済みません、お待たせしました。起債計算をする際には、こちらの事務費等をちょっと除いて計算させていただいております。したがって、総事業費、全部まとめてしまった金額、合計額になりますと、資料の15ページの方が正しい数字ということになります。ただ、今回の起債の計算をするに当たりましては、ちょっと特別に切り出して考える必要がございましたので、こちらの16ページの表の方が起債を計算する上では正しい額、総額ということになります。

○竹谷委員

それで、今質問しようとしたんだけど、この事業費がどれが確定なのか。補助対象、起債対象、全部この事業費が基本になるはずですよ。どれが本当なんだと。それを聞いているんですよ。あなた言うように、どこからこうきて、いや、実は公共事業が臨時基金充当の関係があって、500万円はここから入れるからなくなるんだと。実際はそういう計算で見るとあれば、16ページの数字が正しいんだとか、そこをきちっとしないと、どこをどう見ていったらいいの。補助金はある、起債はある。この数字が確定しなければこの算式が正しいのかどうなのかわかってこないんじゃない、出てこないんじゃない。違う。僕が違いますか。違うなら違うと御指導してください。

○菅野市長公室長

大変失礼いたしました。15ページの方に起債しております例えば12番の山王小学校でございませけれども、1億3,524万7,000円、これは補佐の方からも説明がありましたとおり、総事業費ということで、工事費のほかに500万円の事務費等、そういったもろもろのものを含んだ形で記載してございます。16ページの方になりますと、これは起債の場合は事務費の方が入りませんので、その分を差し引いた金額ということになっておりますので、その辺の記載の仕方にちょっと我々問題があったかということで、今反省しております。

○竹谷委員

じゃあ、わかった。それはこのNo.2の22ページの関係だ。国庫負担金。ここで国庫負担金として、事務費として計上されているのが山王小学校でいけば24万7,000円、500万円に対する補助金がこの金額だということになっていいんですか、そういう解釈していいんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それでは、今の安全・安心な学校づくり交付金の補助金、交付金についてというふうなことの御質問だと思いますので、それについてお答えさせていただきます。

まず、以下全部同じような考え方になります。実は全体の事業費がすべて安全・安心交付金の対象事業になるわけではございません。違いますか、それはいいですか。

○竹谷委員

まず、予算書つくった方に聞いているんですよ。制度の問題、次おれは聞こうと思っているの。なぜかという、この事業費がきちっとしなければ、この制度がどういう当てはまりなのかということを見たかったから。副教育長の答弁、わからんことはないよ。次言おうと思っていたの。なぜこの交付金が事業費との差が出てくるんだと。そのポイントを探るために聞いているんですよ。いいですか。意味わかるよね。そのポイントなんですよ。

ですから、いいんです。1億3,000万円なら1億3,000万円でもいいんです。これは単独の、端的な工事費ですよ、事務費は入っていないんです。だから、これに申しわけないけれども、補助金もこの金額を対象として本来であればはじけてくるんだというふうになるのか。その後にその差額がどうなんだと、どういうことでこの差額があるんだという話にならなかったら、この数字何になるの。この数字が何もならない。これがきちっとしなければこっちとの差額が何でそうなんだという説明ができてこないんじゃないですか。私はそう思うんですけれども、違いますかね。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

大変失礼いたしました。まず、資料の3の15ページ、16ページの件だったんですが、まず15ページの方で、山王小学校のところでちょっと申し上げます。

1億3,524万7,000円とありますけれども、これは補正後の額でございます。今回補正によって追加された分が今回の安全・安心な学校づくり交付金、こちらの方を活用して行う事業の部分でございます。500万円の部分なんです。これもともと予算組んであったものなんですけれども、こちら設計費を計上していたものでございます。500万円は設計費ということで計上していたものでございました。ですから、今回の安全・安心な学校づくり交付金の対象になっている部分につきましては、こちらの資料3の16ページの方に掲げております総事業費という部分、この部分が総事業費というふうに書いてしまったので、ちょっと混乱来してしまった部分がございますけれども、起債の対象になる、要は補助金対象になる額というふうにとらえていただければと思います。大変わかりづらい資料で申しわけございませんでした。以後気をつけたいと思います。

○竹谷委員

これは今回の補正予算に計上していない、設計費が入ってトータル的にこういう数字だと、そう説明すればいいんだよね。では、お聞きします。

今副教育長が一生懸命答弁しようとしているその内容です。なぜ事業費が山王小でいけば約1億3,000万円、なのに7,400万円が対象事業費という数字になるんですか。中学校も一緒です。なぜ少額になるんですか。これは何か規定あるんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それでは、お答えいたします。

まず、資料3の16ページの上の方に、建設事業ということで、これは表の形で表記してございますが、全体の建築事業に係る金額と実際に補助対象になる事業分というふうなことで、まず一つここで確認をさせていただきたいと思います。これにつきましては、安全・安心な学校づくり交付金要綱というのがございまして、総事業費が補助対象というふうなことではございませんで、配分基礎額というふうな考え方がその制度の中にございます。歳出の方でもちょっと出てまいります、実は90ページを見ていただきたいんですけども、今歳入やっているんですが、ちょっと関係がありますので、90ページをごらんください。

この説明欄2の山王小学校で説明しますと、15節工事請負費1億3,000万円、このようになっておりますが、この1億3,000万円のうち、補助対象となる事業経費は実は7,413万7,000円が1億3,000万円のうち補助対象としての事業経費ですと、こういうことになります。これはどういうふうにして算出されるかと申しますと、実は建物の構造、山王小学校の場合には鉄骨づくりというつくりになっております。第二中学校の場合は小学校と中学校の体育館の容量がちょっと違いますので、実は第二中学校は一部鉄筋コンクリートと鉄骨づくりというふうな建築仕様になってございます。その平米単価の考え方が異なります。ちなみに山王小学校ですと、ちょっと端数ははしよりますが、配分基礎額の面積、いわゆる体育館の面積が1,034平米でございます。それに配分基礎額の7万1,700円を掛けた金額が補助対象の金額と、こういうふうになります。

第二中学校の方とは申しますと、一部鉄筋コンクリートづくりになっているということ、これ当然面積が広いので同じ工法ではできない。第二中学校の面積は幾らあるかという1,367平米でございます。これの配分基礎額が平米当たり8万1,000円、それで出された金額がいわゆる安全・安心な学校づくり交付金の配分基礎額というふうになります。これが、この金額の3分の1がいわゆる国庫補助金として交付されますよというふうになるんですね。したがって、先ほどの16ページに戻りますが、一番上の表で、いわゆる補助対象事業を山王小学校で言えば7,400万円ほど、ちょっと10万単位の端数はしよりますが、その残りが継ぎ足し単独事業、そのような考え方になります。

したがって、歳入の方で計上してございますのは、補助対象事業の7,400万円の3分の1に事務費相当額24万7,000円を加えた額が山王小学校の交付金と、このような形になってございます。そのように最初から説明すれば御理解いただけたのかと思いますが、一つ一つそこまで入れると大変だったので、一応対象経費というふうなことで御説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○竹谷委員

そういう説明をしなければ、どこからこの数字をはじき出したのかわからないんじゃない。こういう質問おれずっと昔もやってきているな。数字の根拠がこうだというものきちっとしなければおかしいんじゃない。それが予算説明の根拠じゃないかと思うんだけど、いかがですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まさしく委員御指摘のとおりだと思います。今回、資料作成に当たりまして、非常に不親切な内容であったというふうに今思っております。以後このようなことのないように詳細にわたって説明できるように、その根拠も示せるように資料の作成を心がけたいというふうに思っております。

○竹谷委員

市債の方に。後で聞きます。そうすると、今体育館の改築の予算の構想見ている。であれば、安全管理対策はどういう試算になっているの。これも今言ったような手法なの。そうでなくもろにくるの。どうなんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

安全管理対策費につきましても、工事費のうち、配分基礎額というふうなものがございまして、満額が補助対象になっているわけではございません。それぞれの学校の内容に応じて、それと1校当たり1,000万円以上の工事に係るものが対象の学校になるというふうなことで、今般、例えば強化ガラスであれば第二中学校や天真小学校がもう大規模改造で一気に終わるんですけども、残っていたところを今回まとめて一括してすべての小中学校を対象にさせていただいたというふうなことでございます。

もし必要がございましたら、その工事費の考え方と配分基礎額の一覧表というのがございますので、それを資料として添付すれば一番わかりやすかったのかなというふうに思っておりますので、必要があれば後ほどその資料を差し上げたいというふうに思います。

○竹谷委員

出した方がいいんだね。これ新たな施策ですよ。今までのやつとはちょっと違ってますよね。新たな施策で国の補助金がきて、安心・安全な学校づくりを公共施設をやりなさいという新たな視点の交付金といいますか、補助金ですよ。であれば、その補助金の性格はこうですよ。それで説明すれば、この端の分だけは起債は認めますよ。継ぎ足し単独事業、地方単独事業、これは通常債とこの臨時基金使って該当しなさいと。そして、工事費を満杯にしなさいという意味にとらえていいんですね。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず地方債の充て方の考え方なんですが、まず補助対象事業となった部分に関しましては、国庫補助がございまして、その国庫補助の裏負担部分と言われているもので、こちらの資料の3の16ページで言いますと、補正予算債に当たる部分というのが、いわゆる国庫補助事業に当たる部分になります。こういった国庫補助事業にあわせて追加で行っているような部分に関しましては、今の補助対象から外れた部分の事業に関しましては継ぎ足し単独事業といいます。

今回の仕組みとしましては、この継ぎ足し単独事業に対しましても起債の発行を認めるというものになっております。充当率が100%ということです。そして、その起債充当率が100%であるんですけども、通常債部分なんですけれども、その隣にあります補正予算債ですと、これが後の元利償還金について100%交付税の算定において算入されるというものなんですけれども、こちらの継ぎ足し単独分に充てられる通常債に関しましては、全く元利償還金については交付税措置がないというふうになっております。

したがって、今回私どもの方で考えましたのは、こちらの通常債の方をそのまま発行してしまったのでは、後の交付税措置がない地方債がふえてしまうということがございましたので、この部分を少しでも軽減しようと、抑制しようということがございましたので、公共投資臨時基金の方を充てさせていただくことを考えておるわけでございます。ですから、公共投資臨時基金を充当していっぱいしなければならぬということではなくて、こちらの方の考え方で、通常債の発行を抑えるために公共投資臨時基金を活用させていただきたいという、そのような内容になっております。

○竹谷委員

だからさ、補助事業は1億3,000万円という見方していいのかという問題なの。違うということ。1億3,000万円で見えていいのか、それとも、今言った算定基礎の中でその分をこの補正予算債で見るのか。で外れた分をこっちの通常債とか、ここでは通常債になっていますが、あなたは財政の関係で通常債をできるだけ少なくして地域活性化・公共投資臨時基金を使っていると。ですから、この建設事業がどこを見ればいいのか。それわからないとどうにもならない。そのことを聞いているんです。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

済みません。16ページの下の方、今私説明した安全・安心な学校づくり交付金の関係なんですが、一番下の方に山王小学校で御説明いたしますが、1億3,024万7,000円、これのうち歳入で22ページの方で、山王小学校の7,417万3,000円、これが対象事業になりますよね。よろしいでしょうか。(1)山王小学校の対象事業、いわゆる補助の対象事業になるのが7,413万7,000円、このうち先ほどの資料3の16ページでいくと3分の1です。2,495万9,000円が補助金としてきますよね。その後の補正予算債4,940万円というのが、これが補正予算債になります。

したがって、その残りの金額のうち通常債で2,280万円、そして地域活性化・公共投資臨時基金の方から3,300万円を充当して、この部分をいわゆる地方継ぎ足し分ということで、残りの8万8,000円を一般財源からと、こういうふうな予算の内訳になると、こういうことです。したがって、基金充当後の山王小学校は1億3,000万円ほどの内訳がこうになっているというふうなことで御理解いただけますか。

○竹谷委員

であればね、私が言ったとおりですよ。補助基本額についての足りない分は補正予算債で賄いなさい。それで、それ以外のものは1億3,000万円、これを全部やって不足している分は通常債と公共投資と一般財源で賄いなさいと。ただし、通常債とか公共投資債は基準財政需要額には入りませんよという制度だということになるんじゃないですか。そういう説明してください。それでも全然財政の内訳わからん。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今の内訳については全くそのとおりでございます。なお、一般財源の8万8,000円、これ10万円以下は補助対象外というふうなことなので、一般財源から用いていると、このようなことでございます。おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

今度歳入の中の市債の発行の関係、40ページ、小学校債で1億5,800万円、中学校債で1億7,380万円になっていますね。今の説明でいくと、学校安全管理事業費の関係が具体に出てないですけども、多分それも工事費との差額はこれと同じような仕組みだと理解して、その場合に、この小学校債二つが、計算すればいいんでしょうけれども、結果的に基準財政需要額に算入しない金額が幾らあるのかということについてお聞きしたいんですけども。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

まず小学校債の方から申し上げます。

まず、補正予算債に当たるものなんですけれども、これは1億2,910万円が補正予算債であります。続きまして、通常債に当たる部分ということになりますけれども、こちらは2,890万円になります。

それで、次に、中学校債の御紹介させていただきます。

補正予算債になりますけれども、1億4,200万円でございます。一方の通常債になりますが、3,180万円でございます。

それでちょっとお断りさせていただきたいんですけれども、まず中学校債の方なんですけれども、先ほどごらんいただきました資料3の16ページの方に、その内訳の方書いておりましたけれども、実はこの部分と中学校の第二中学校屋内運動場大規模改造事業と中学校安全管理対策事業、こちらの方と合計しますと一致しないことになっています。一致しない部分なんですけれども、今回の公共投資臨時基金を充当するという考え方を今回とらなかった部分、それは何かと申しますと、東豊中学校バリアフリー対策化事業、こちらの方は全額補正予算債を充てておりますので、今回資料3の16ページの方には含めておりません。

しかしながら、教育債のうち中学校債の方にはこの東豊中学校バリアフリー対策化事業の補正予算債分、こちらの方も含めてございます。ですから、補正予算債の額でいいますと、先ほど申し上げました1億4,200万円と申し上げましたけれども、こちらのうち1,000万円分が東豊中学校バリアフリー対策化事業に係る補正予算債分、それが含まれているということになります。そのようなこともありまして、こちらの資料2の40ページ、市債の部分と資料3の16ページ、こちらの中学校関係の補正予算債の額、こちらの方一致しないということになっております。以上でございます。

○竹谷委員

よくわかりました。理解しました。最初からそう説明していればね。何も頭を悩ますことないんだけど、やっぱりこういう新しい制度は、こういうふうに、こういうことだよと、これでこの例えばみんな関連しているわけですから、これはこういうぐあいになっているよということを、やっぱり丁寧に御説明しないと、多分理解できないんじゃないかと。私も通常は大体理解するんだけど、何だろなおかしいなと思って、頭悩ませておったんですけれども、今聞いてわかりました。ですから、済みません、後で結構ですから、この正確なことちょっと勉強したいので、今言った、回答した内容と、それから校舎の危険なやつね、安全管理事業のこういうことだと、こういう計算でこうなって、こうなっているということありましたら、済みませんが、資料で、後で結構ですから、きょうとは言いません。後で結構ですからいただきたいと思います。

○金野委員長

ここで休憩をいたします。再開は20分。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 開議

○金野委員長

それでは、全員おそろいですので、再開いたします。

○竹谷委員

さっきの件はひとつ資料、適切なだれでもわかるような資料をひとつお願いします。

あともう一つ、市長公室の方にお聞きしたいんです。資料2の36ページ、地域活性化・公共投資臨時基金繰入金ということで先ほど説明ありましたが、おれの耳が間違っておたら謝りますが、残が2,246万円程度あるという説明をされたと思います。しかし、この3の15の資料では、2,190万6,000円という数字が明らかになっているんですが、これとの関係はどうなんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず基金残高の部分で説明させていただいた部分なんですけれども、委員の御指摘のとおり、残高の見込みということで先ほど御紹介させていただきました。その見込額なんですけれども、2,246万円残るという見込みであるということをお申しました。金額が2,246万円残るとということで紹介させていただきました。今回、お出ししました資料との差額分なんですけれども、こちら公共投資臨時基金事業ということで、一番最初に積み立てた額が4億1,000万円でございます。こちらの方をベースにして今回いろいろと計算とかさせていただきまして、実際の予算上の繰り入れ等も行わせていただいております。

ですから、見込みという部分で先ほど御紹介させていただいたんですが、この部分には利息の積立分も含めて残高見込みということで紹介させていただいたところでございます。ですから、資料の方ではその利息分合わないということになっております。

○竹谷委員

いや、それは2年間で使い切らなきゃいけないということになっているね。それで、あなたの方ではこの計画では2年目はこれに使ってちょうど帳じり合うよということでやっているわけね。我々はこの資料を見ればそうだ。ああ、2年間暫定の基金だから、なるほど。だけれども、あなたは今度こうういふこと言っている。じゃあ、その利息分だか何だか知らないけれども、それはどこにどうういふふうに配分する予定なの。そうであれば、予定としてこれと同じ資料を出さないと、合わないじゃん、数字が。この資料はひとり歩きしていますからね。資料を出すときは、もしそうでなかったら、そういう答弁をしないと。この資料と同じ答弁をするべきですよ。そして、結果的に見込みどおりになったら、補正予算組めばいいんですよ。私はそう思うんです。それが財政運営の中で大事なことじゃないかというふう思うんですけれども、いかがですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まさしく御指摘のとおりだと思います。今回の場合ですと、先ほども説明させていただいたんですが、今現計予算上計上している部分、この部分でも大分執行残が出る見込みということもございましたので、そちらの分も合わせてあと平成23年度の補正予算の方ですべて活用させていただきたいなというふうにお思っていました。今回、大分迷った部分ではあったんですが、やはり一番最初に積み立てた生の数字といいますか、4億1,000万円、この部分をどうういふふうに使っていくのかということをおちょっと説明したかったものですから、今回実際の見込額と若干ずれるような格好で資料の方を作成させていただいたところでございます。以後、その点先ほど御指摘のありましたように資料と同じ、必要な感じの説明ができるよう今後注意したいと思っております。

○竹谷委員

わかりました。ちょっとそういうふうにお反省してください。この資料ひとり歩きしていますよ。言った言わないだ、今度は。議事録見なきゃわからなくなる。ですから、こういうものを出すときはこれでやる、そして統一していかないと、数字的には。で、その中でも

しそれあなたがここで言ったことを言うのであれば、この説明のときやる。これに若干金利がつく可能性はあると。ですから、若干数字の動きがあるかもしれませんが、基金との兼ね合いで今回はこういう数字を出していただきますという説明をしなければと私は思います。それが正しい説明ではないかというふうに私は思います。これはいいです。いい悪いじゃないですから、あと財政の方で検討してみてください。ひとつよろしく願いしたいと思います。

○佐藤委員

済みません、今資料の提示の方法から表現方法、いろいろ御指摘ありまして、これから改善していく部分もあるんだろうと思いますけれども、私は単純に資料3の16ページのところ、地域活性化・公共投資臨時基金等々を使ってどんなふうにやりくりするのかなどと思ってどきどきしていたんですけども、こんなふうな説明をいただいて少しほっとしていたかなという思いもするんですが、聞きたいのは言葉の問題なんですけれども、この矢印、建設事業等のところの矢印横長で1本ありますよね。破線の矢印が半分に分かれていて、補助対象事業のところの補助のところの右側の継ぎ足し単独事業というのは、全体で必要な事業なわけだよね、これ1本がね。この継ぎ足し単独事業という言い方が何か余計なことのように聞こえるななんて思ったんですけども、全国的にこういうお役所言葉なんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

継ぎ足して実施する単独事業ということなんですけれども、これは国の方でいろいろな各種通信の中でも使われている言葉になります。決して余分なものをくっつけたとか、そういうことではなくて、本来もともと予定したものであったりとか、あるいは国庫補助事業を活用してさらに拡大して何か行おうとする場合にその追加部分、その部分をこの継ぎ足し単独事業というような言い方をしております。

○金野委員長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○金野委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○伏谷委員

1点、46ページの、この追加資料出ていますので、地区集会所用地使用料という705万円のこの件に関してでございます。かねてからこの土地の問題はいろいろ上げられておまして、たしか2年前だったかな、「おぼんです懇談会」のときにもこの公民館でここについて市長の方にも質問があったかなというふうに記憶しております。その中で、いろいろ大変な線引きのこともあって、いろいろやっていかなければいけないことはあるけれども、何とかやりたいというお話のもとに、このことが今こういうふうにならってきたということに関しまして、長年の懸案事項でございますけれども、市長の英断に高く評価したいなというふうに思っております。

そして、ここでちょっと質問3点ほどあるんですけども、この件に関しましては、ここには建てかえを行いたいという地区のお話、それから、ちょっと改築も考え、耐震も考え

というふうなところで、行政の方と意見交換をしたいというところから、たしか発想があったかというふうに思っております。その中で、たまたま今のこの土地の状況とかということを確認したんですけれども、その週末に宮城北部地震がきまして、それで耐震化というふうなことになって、耐震化せねばならぬという話からどんどん、どんどん進んでいって、市民の方々の本当にやる気度合いが見えてきたんですけれども、そうしたときに、ここを改築するときになかなか改築ができないということから、どうやっていこうというふうなお話がここで出てきたと思います。

その中で、今こういうふうなことまで変革できたというのは、まさに先ほども申し上げたんですけれども、市民のやる気に市長がこたえたというふうなところで、私は高く評価したいと思うんですけれども、この線引き、下の案のところ、こういうふうな形で今度多賀城市の所有が線引きしたと。これは元来、今までこの地区の方々が使っていたところなんです。公園ではないんですけれども、広場として。その流れでいくと、ここの全体のこのラインが引いた多賀城の所有地に関して、ここから多目的広場のお願いとか、いろいろあるんですけれども、そこまで結びつけていただければということが一つと、それから、やはりここに至ったのは、先ほども申し上げた「おぼんです懇談会」、それから最近発表がありましたコミュニティープロジェクトですか、これも西部、東部、中央部、それから大代というコミュニティーの中で多様化された問題をみんなで洗い出して、地域でできることはというふうなフレーズにあったかと思えます。

その中であいさつの場面で、市長はやはり今後こういった地域の問題をどのくらいの区分になるかわからないけれども、その地域同士の多様化した問題を地域で考えるんだというふうなところのお話をなさったような気がします。その中で、やはりそういうふうな言葉がこういうふうに地域のコミュニティーの拠点化、活性化になるようなところに結びつけてこれを実行したのかなというふうに思うんですけれども、それが2点目でございます。

それから、3点目でございますが、元来多賀城に住んでいると、多賀城ってどういうまちなかのという話になると、なかなか開発の問題に関しては重たくなる言葉があるというふうに聞いておりました。中でも、やはり防衛と財務と文化財の土地があって、なかなかその土地の所有に関する問題が根強く残っているので、開発したいところもなかなか開発できない。そういうふうなところのくさびがあるんだという話を伺ったことがございます。このくさびを一つ開けてしますと、次に出てくる、これに類似したようなところは多分あるかなと思うんですが、その辺のところをもし差し支えない部分で何かどこかこういう問題を抱えているという例題があればそれを知らせていただきたいというふうに思いますが、以上3点でございます。

○片山地域コミュニティー課長

1点目の問題は後ほど管財課長の方から答弁いたします。まず、2点目の関係につきましても、市長がかねて各地区、昔の13の、そういった形で地域協議会のような形をしながら、自分たちの地域の課題は自分たちで解決できるような仕組みをつくりたいというふうな思いを言っておりますけれども、それはあくまでもこちらの方から固定をするものではなくて、やっぱりコミュニティープロジェクトなんかを通じながら、どのようなことがいいのかということをお互いに話し合っていくということなので、13というふうに確定しているわけではございませんけれども、いずれにしても、それと同時にまず基本的には、地域の皆さんが、まず現状として地域の中で活動の拠点、あるいは昨今ですと防災の拠点ということでも地区集会所の重要性というのはいろいろな意味で増してきているということもありますので、なかなか国有地の中で町内会のそういった建物を直すのはだめですよ、建てかえはだめですよというような、そういう制約があったというのが長年ずっ

と、もうこれ実は40年以上そういうような話できたわけですので、たしかに市長が国、防衛局とか、あるいは財務局の方に働きかけをしまして、それでなかなか相手方、2者ということで難しいところもあったんですが、いろいろと協議を進めてきました結果こういう形になりまして、地域の皆さんの方でそういうような市の市有地ということであれば、いずれ将来的にも建て直したとかも、そういうことができるというような状況にしたというのが委員がおっしゃるとおりだと思います。

それから、3点目のほかの場所でこういった問題がということにつきましては、国有地の関係につきましては、ほかにあと3カ所ございまして、そちらにつきましては、いわゆる貸付料をきちっと払ってやっているということですので、ここの問題だけがなぜかずっと長年の懸案になっているということでございます。その他の土地につきましては、あと1点ほど県有地絡みのちょっとございまして、そこにつきましては、同じような形で協議を進めていくような形になるというようなことで、八幡の下二区の方なんですけど、そちらの方は県有地の上に建っているということで、これもまた歴史的にずっとそのまま無償で借りにしているということがありますが、その問題があるということでございます。

○金野委員長

1点目も聞いてから。管財課長。

○阿部管財課長

お答えいたします。

今後の土地の活用についてですが、前回の一般質問でも御回答を差し上げたとおり、地域の方々と話し合いながら今後の活用についてはいろいろ考えていきたいと考えています。あとまたさらに、西側の道路の部分についても、幅員との関係で転回場等も設けたいなど今考えていますので、それらも含めて今後の活用の仕方を話し合いをもとにしていきたいと考えております。

○伏谷委員

今ここを集会場というか、地区のということを使っているのは八幡の上一地区と下一地区というふうになるんですけども、やはり僕はここは八幡の中核施設として考えていった方がいいのかなと。今、県有地というお話もありましたが、県有地の部分も確かにみなし道路の上に建っているということを見ると、本来であればどうなのかなと。これは建てられないものが確かに建っていると。そういうところもやっぱり解消していくということも含めると、一体的な地区の改革も必要になってくるんじゃないかなと。それが今回を契機に非常にいいきっかけになっているということ強く感じましたので、その件に関しましては整合性を持たせて進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○戸津川委員

今、伏谷委員のこの地図のことについてお伺いしたいんですけども、10号関係資料の下の方の等価交換案というのがございまして、これを見たときちょっとどうしてかくんかくんと、こういうふうになっちゃうのかなと思って、もっと学校の校庭とかそういうイメージで私はいたので、ちょっとこういうふうにするってまっすぐ、何というかそうならなかった何か理由があるのであれば仕方がないけれども、こうすつとなればいいなと思ったんですが。

○阿部管財課長

等価交換案につきましては、東北防衛局の多賀城宿舎という建物があるんですが、この建物がここに合法的に建てられるためには、南側にある程度の離隔が必要となってきます。そのために、下の図の八幡公民館との間の約6メートルぐらい南側に白い線引いているんですが、実際この建物建てるためには、その線から延長した西側のラインまでが、この東北防衛局多賀城宿舎が建てられる条件として必要な土地になるわけです。等価交換で交換する対象の土地については、その南側の東西に長くなる土地なんですけど、それを地積だけで財務局の方と交換するとなると、かなり細長い土地が財務局の方に多賀城市から交換するものになってしまうわけなんです。

そうすると、当然財務局の方では、交換した土地のその後の利用についてもある程度考えていかないと、形状的に不利な土地でもっての交換条件には財務局の方でも応じられないことになります。それらの協議の結果、多賀城市の土地としてその後利用できる間口、斜線部分の南側なんですけど、これでも約20メートル近くの間口が確保できるわけなんです。それらの折衝案として今回の土地の形状になったものでございます。

○戸津川委員

ありがとうございました。じゃあ、2点目に移ります。

70ページなんですけれども、70ページのところに東部衛生処理組合の負担金、組合に払う負担金が1,000万円ほど減額されておりますけれども、これは例えば要因としてはごみがすごく思ったよりも少なかったというようなことなんでしょうか、お聞かせください。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

これについては、ごみ年々減量、減少しておりますが、それも一つの要因であります、端的に申し上げますと、予算編成時期との兼ね合いといいますか、予算編成時期が本市では11月末から12月初旬の編成事務作業に入るというようなこと、一方で東部衛生処理組合の方では、組合規約によりましてごみの処理量が12月末ということで、年明けの1月下旬ないし2月上旬になるというようなことで、その辺の差額でございます。以上です。

○戸津川委員

ちょっとわからないところもありますが、結局は何といいますか、これからまたこのままじゃなくてふえていくというようなことなんでしょうか。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

当該年度の負担金と申しますのは、前年度の12月末までの、いわゆる排出量が基準となりますので、本年度については今回の補正で確定というようなことでございます。よろしいですか。これからはずっとそのような形になります。

○戸津川委員

ごめんなさい、頭悪くて、よくわからないんですが、トータルとして市が思っていたよりも負担金が少なくて済んだというふうにとってはいけないんですか、とっていいんですかということが聞きたかったんです。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

失礼をいたしました。ごみの減量、これからの変動は、見通しはどうかというような点についてだと思いますが、最近の傾向を見ますと、ではないんですかね。（「違うな」

の声あり) 負担金の額についてですね。負担金の額の見通しについて減っていくのかというようなことにつきましては……。

○永澤市民経済部長

東部衛生処理組合のごみの処理の方法といたしましては、ごみを燃料を使わずにごみのもともとの火力で燃やし続けている施設、24時間そうやって動かしている施設ですので、ごみが減ったからといって燃料が減るわけじゃございません。そういうわけで、費用としては今後大きく減っていくという見通しは今のところ立たない状況でございます。(「違うな」の声あり)

○金野委員長

戸津川委員、聞きたいことをしっかりと行ってください。

○戸津川委員

負担金をこういうふうに見積もっていたけれども、これだけ少なくなったわけでしょう。だから、私はその原因はどこにあるんですかということ単純に聞きたかったですけれども、だから、ごみがうんと減ってきたから減ったんですかとお聞きしたんです。わかりましたでしょうか。

○永澤市民経済部長

今半分答えてしまいまして申しわけございません。東部衛生処理組合の処理の形態は今申し上げましたとおりで、ごみの量が減ることによって減るわけではございません。ただ、東部衛生処理組合でも、やはりどういうふうにして経費を減らそうか、そういった努力を重ねております。そのおかげで今年度につきましては、当初の予定より1,100万円ほど少ない支出で済むという結果になりそうなところでございます。

○戸津川委員

わかりました。出たのが少なく負担が済んだということですね。はい、わかりました。ありがとうございました。ごめんなさい。もう1点あるんですが、よろしいでしょうか。

○金野委員長

はい、どうぞ。

○戸津川委員

58ページです。58ページの配食サービス事業とひとり暮らしの緊急通報システムのことについて、ここも減額になっていきますけれども、その減額の要因として、配食サービスのところは注文が7,000幾らに対して5,000幾らだったというふうにお伺いをしました。そして、緊急通報システムも恐らく予定したよりも多くの方が利用されなかったというふうに感じておりますが、私は何といいますか、せっかくのそういうすばらしい制度が利用されないでいるということについて、その市の方ではどこに利用されにくい原因があるというふうに考えていらっしゃるのか。そのあたりを解明していらっしゃるればぜひ教えていただきたいと思っております。

○松岡介護福祉課長

今お話しございました緊急通報システムですが、決して利用しにくいということではないかと思えます。地域包括センター等も訪問をしております、ひとり暮らしの高齢者の方

で要件に該当するような方についてはお話をしまして、申し込みをいただいている状況でございますので、利用しにくいということではなくて、お話を申し上げまして申し込みがこういった状況だったということで把握しております。

配食サービスにつきましても、1週間に2食という限定をさせていただいておりますが、その中で、やはり1食を申し込まれる方もいらっしゃいますし、これもまた利用者の方々のお希望によって配食を提供しているということでございますので、今後ともPRには努めてまいりたいと思っておりますが、そういった状況でございます。

○戸津川委員

わかりました。ここは一般質問ではないので、意見は余り言わない方がいいですよ。その下の緊急通報システムについては、お答えはなかったんですが、私はこういう事例をお伺いしたので、そういうことはどうなのかなとちょっと意見を言わせていただきます。ごめんなさい。要支援だったかな、介護認定を受けてある一定程度の認定を受けていらっしゃる方には緊急通報システムは使えないというふうにお伺いをしました。しかしながら、御近所では認定は受けてないけれども、ひとり暮らしの方はたくさんいらっしゃいます。そういう方も私はある一定の年齢になれば、年齢制限は設けなければいけないと思いますが、そういう方で、ひとりであるために物すごい不安を抱えていらっしゃるという方は元気でいてもらっちゃると思うんです。そういう人のためには、私は今のような基準、要介護何とかでなきゃいけないというふうなことで果たしていいのか、もっと年齢で希望する人にはしますというふうにした方がいいのではないかと私は思うので、今後も検討をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○金野委員長

答弁は。（「答弁求めているんですか、はい、お願いします」の声あり）

○松岡介護福祉課長

現在の要件についてちょっと申し上げます。

65歳以上の在宅のひとり暮らしの方で、障害の判定の基準が定められている、詳しくはあれですが、そういった方に該当する方、あるいは身体障害者手帳の交付を受けている方のうちで要件に該当する方というふうにしておりまして、確かにひとり暮らし方御不安はあるとは思いますが、基本的にそういった身体的な要件であったりとか、そういった方について該当にさせていただいておりますので、現時点では必ずしもひとり暮らしイコールということではなくて、そういった形でやはり身体的な不安とか、そういった要件の方について提供させていただいているという状況でございます。

○戸津川委員

そのようには認識をしておりましたけれども、私はやはりいつも言いますように、高齢者の人方にとって、やはり多賀城市は高齢者に対していつも目を向けていますと、温かい施策をしていますという、そのメッセージを少しでも私は多くの人に受け取っていただきたい。そのために、やはり少し考えていかなければならないところもあるのではないかと、そういう印象といいますか、意見を持っているところでございます。答弁は結構ですが、今後よろしく願いいたします。

○佐藤委員

3の17ページから一つ、市民経済部の24番、小規模事業者事業協同化推進業務、住宅リフォームとの関連のところですか。これ住宅リフォームの流れの中で、小さい業者さんたちが仕事おこしに頑張れるような仕組みをつくるという説明だったように思うんですが、大体どのような仕組みを考えていたのか、アウトラインだけでも今わかれば教えていただきたいと思うんですけども。

○佐藤商工観光課長

この事業につきましては、主に小規模事業者、特に個人営業、個人で事業を起こしているしゃる建設業の方々を対象に、事業の協同化を図っていきたいということでございます。なかなか一人で事業をなされておられますと、営業活動とか、そういうことがない中で、昨今のこういう不況の中でなかなか仕事がとれないということを知りまして、そういう中で、ほかの地域などにおいてその建設業の方々が協同で事業を起こしていると、要するに協同組合であったりもしくは協業組合であったり、いろいろな形で事業を協同でなされている事例を見受けるものですから、多賀城市においても景気対策と並行して、そういう方々が協同で事業を実施することによって、それなりの競争力なりもしくはあと営業力などをつけていっていただいて、仕事を自分たちで十分にとれるというような形にしていきたいということでございます。

○佐藤委員

それで、600万円という少なくないお金をつけているんですが、これはどういうふうな使い方をするわけですか。

○佐藤商工観光課長

事業費の中身では、基本的にこの事業については重点分野雇用創出事業という国の補助制度を使っておりまして、補助率は100%ということで、すべて国費が充てられるという形になります。この事業の特徴としましては、事業費の半分以上を雇用で充てなさいと。要するに人を新たに雇って雇用で充てなさいということですので、この600万円のうち、少なくとも300万円以上につきましては、人を1人雇って事業をやるということになります。中身的には、平成23年度において具体的には今商工会と建設職組合と、その2団体とちょっと協議をしているんですが、新たな雇用をしていただいた中で、事業の協同化に関する研究であるとか、あとそれから、そういう事業と一緒に試験的に行う、例えばフェアみたいなものですかね、建設フェアみたいなものを開いていただいて、市民に多く知っていただくとか、そういう事業をこの中でやっていただくこと。そして、協業組合なり協同組合なり、そういう事業の協同化を図るいろいろ手だてであるとか、そういうものをきちっと調べていただいた上で、最終的には平成24年度以降、その法人化に向けて動いていただくということを目指しています。

○佐藤委員

600万円のうち300万円ぐらいはかけて人を雇って、その能力を発揮していただいてきちんと組織をつくっていききたいということだというふうに思うんです。それが軌道に乗って本当に一人で営業から何から全部やらなければならない人たちが仕事おこしに一つの援助になるとすれば、それはそれですごく大事なことだなと思うし、大切な仕事だなというふうに思うんです。ぜひ優秀な人を雇って、そういうものをきっちり住宅リフォームが導入されながら、それも成果を上げて、そしてその流れの中でこういう仕組みをつくって、これから中小業者、零細業者の人たちが頑張れるというようなものを、多賀城モデルのようなものをつくれるように頑張っていたいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○金野委員長

答弁は、答弁欲しいですか。（「はい」の声あり）

○佐藤商工観光課長

ぜひそのような形で、いわゆる小規模な事業者の協同事業をすることによって、建設業もますますこれから振興していけるような形に持っていければと考えております。

○佐藤委員

課長にお尋ねをいたします。

資料 2 番の 72 ページなんですけど、雇用促進及び労働福祉推進に要する経費のところ、御承知のように大変な就活、1 社受けて、受けるのに何百社も落ちたというような話があちこちで聞かれる中、状況の中で、本当に若い人たちが就職を探す、自分に合った仕事を探すということは至難のわざだという状況なんですけれども、私この間、ちょうど就活時期の大学 3 年生の孫を持っているおばあちゃんに言われたんですけども、孫が学院大学にいますけど、よその地区では自分が働きたい職場にちょっと体験をさせてほしいと。そして、訪問をして 1 カ月か 3 週間かわかりませんが、そういう時期にちょっと一緒に働かせていただいて職場体験をしながら自分に合った職場か、あるいは職場もこの人が自分の職場で、自分の会社で働いてもらえる人かというようなことをお互いに確かめ合う、そういう制度が、インターンシップとかというお話も承りましたけれども、があるらしいんですが、多賀城ではその辺のところは産学共同とよくちょっと前には聞いたんですが、そういうところは状況はどうなんですか。

○佐藤商工観光課長

今、御質問いただきましたインターンシップにつきましては、行政が音頭をとってという形では現在行われておりません。一般的にインターンシップは、大学なり、いわゆる各教育機関において企業にそれなりにお願いしたり、もしくは企業側の方で優秀な人材を集めるために広く門戸を開放してやっている事例が多いかと思いますが、一般的には大手の企業さん中心に行われているのが現実かなというふうな気がします。このことに関しては、なかなか中小の企業において実施というのは難しい部分もあるかもしれませんが、そういう希望の学生さんが実際にいらっしゃることもそうですし、実際ことしの就職状況を見ますと、大学生が 100 社も 200 社も歩いて内定もらえないというような実情もあるのも聞いておりますことから、市内でそういう協力をいただける企業にそういう声かけをしていくということではできないかなと考えております。

○佐藤委員

その子どもさんは何か地元の企業にどこか就職したいような話をしていました。行きたいんだけれども、なかなか一人で門をたたくのは気おくれがするというようなこともあるらしくて、全体でやっぱりそういう状況が、役所が音頭をとるということではなくて、商工観光課の労働のところ、何かの機会があったときに、こういうことも考えてほしいという呼びかけぐらいはできるかなというふうに思うんです。大学と多賀城の中の企業に対してですよ。そういうときにまとまってあれば、いろいろな機会をつくってあげるということも大事な仕事ではないかというふうに思うんですが、いつそれしますという返事はなかなか難しいでしょうけれども、これからそういうふうな努力をしていくという方向性ではどうでしょうか。

○佐藤商工観光課長

実はこれの72ページのものづくり産業振興事業という、これ平成22年度の事業ということですが、先ほど資料3の17ページの平成22年度の債務負担行為の補正の内訳で、23番に地域産業振興事業推進業務ということで、重点分野雇用創出事業とあるんですが、実はこの事業が平成22年度のものづくり産業振興事業を踏まえて、新年度からこちらの事業名にちょっと改めて実施する事業なんですけど、この事業は、市内の企業にことし3月末時点で就職できなかった高校生、大学生の方がいらっしゃった場合に、それらの方々にぜひ多賀城市内の企業で1年間働いていただいて、仕事の現場であるとか、あとは職業に関する知識を学んでいただいて、翌年度以降の就職に結びつけようというものなんですけど、実はこの中で、それなりに会社側に気に入っていただければそのまま正社員として採用されるという制度でもあるんですけど、この事業を進めていく中で、市内の各企業にこれから実はいろいろと声かけをしていくということ、要は受け入れをお願いしていくということをしていきますので、その中でそういう今御要望のあったことについてもお伝えして、例えばインターンシップをある特定の時期にやっていただくわけにいかないだろうかというようなこともあわせてお願いしてまいりたいと思います。

○佐藤委員

本当に学校は出たけれども、働くところがないと、その日からフリーターだというような状況もよく聞きます。私たちの時代には考えられないような状況ですので、応援できることはぜひ一生懸命応援してやりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では次に、78ページです。道路改築事業のところなんですけど、どこの道路ということではないんです。この辺の道路です。今一生懸命改築しているんですけども、もうちょっとスマートにやれないかしら。市民の目には本当に何だここはというふうに映っているんですね。渋滞はするし、何か同じようなところ一生懸命、だから、何か工事の期間を、流れを少し考えながらスマートにやれないものかと思うんですけど、そういうことは無理なんじゃないかな。

○鈴木道路公園課長

まことに本当に御迷惑をおかけしております。実際に安全協議会という、ここの特に市役所の付近の工事につきましては、一度に通行どめにならないように協議会をつくりまして、連絡調整をしながら工事を行ってきているところでございます。しかしながら、確かに交通に不便を来しているのも事実でございます。特に、ここの市役所と学院大の交差点の部分、これ主要な道路になっておりますものですから、その交差点をする場合については、特に気を遣っております、手戻りになっている部分とか、いろいろあるんですけど、その辺の交差点の協議、あとは信号柱の移設等もひっくるめましていろいろ事業調整をしている関係上、通常の工事よりはかなり時間を要しているというふうなことは事実でございます。また、今後の工事につきましては、安全の連絡協議会の方に再度きちんとした形で事業を進めるようにまた職員の方から指導してまいりたいというふうに思います。

○佐藤委員

私の地域なんかは1年に一遍計画的に側溝をふたかけていただいて大変ありがたいんですけど、そうでないところも含めると何か本当に集中的にこことそことやって、大変な道路の改良工事だというふうな感じでいろいろなことを言う人がいます。ただ、言わないでもっともっと増幅していろいろなことを言うわけですよ。ですから、工事を発注する時期って重ならないようにするとか、いろいろあると思うんですね。それをちょっと考えていただいて、なるだけ歩く人、あるいは通行する人に邪魔にならないような仕組みをスケジュールの中で整えていくべきだというふうに思うんですよ。よろしく願いいたします。

○金野委員長

答弁必要ですか。（「いいです」の声あり）

○雨森委員

資料 2 番の 58 ページのシルバーヘルスプラザ給湯器ボイラー等交換工事というふうになっております。それで、これは私一般質問に出しているものですから、余り深くは入りたくないんですが、御存じのように、これは昭和 52 年に完成しまして、そしてボイラーは昭和 61 年に交換しているんです。大きく工事しております。あれから 25 年経過して今日またボイラーを交換するというお話でございまして、結構なことではございますが、ことしの 9 月に工事完成というのを説明聞いておりましたが、何月から工事にお入りになるのか。それから、ちょっとまとめて申し上げます。

このフロア 1 日に 60 人ぐらいの利用者がおります。毎日 60 人ぐらいです。それから 9 月に完成する、例えば 5 月からやるんだとか、6 月からやるんだというふうに何月から 9 月に完成するのか。それから工事中、ふろは利用できないのか。それから利用できない方に対しての対策何か考えておられるのか、利用できないからふろは入れませんというふうになるのか、ちょっとその部分をお答え願いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○松岡介護福祉課長

ヘルスプラザの給湯器のボイラーの交換につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、国の補助を受けて実施するものでございますが、とにかく早目に進めたいとは考えておりますが、今後いろいろ内部の詳細設計であったり、契約の手続等々を踏まえまして、なるべく早目というふうには考えておりますが、とにかくなるべく早目に進めたいということでございます、補助がつかましたら。

それからもう 1 点、あくまでも現段階でございますけれども、さほど長期にわたってふろが使えないということではなくてということ聞いておりますので、今のところは大変申しわけございませんが、あらかじめ利用者の方にはお知らせをしまして、その期間はちょっと入浴のサービスは提供できないということをお知らせして御了解をいただきたいというふうに考えておりました。

○雨森委員

早目にするという事で、非常にあの場所のふろは高齢者の方々の憩いの場所でありまして、非常に評判もよくて皆さん感謝しておられる場所でございます。それで、できるだけ短時間に、短期間に修繕していただければありがたいと思います。

それから、ちょっとまた、これは一般質問に触れてみたいんですけれども、例えばこのボイラー、これは例えば交換しました。やはり 20 年、30 年もつと思うんです。市長の英断で今度ふろを建てかえするんだというようなことになった場合、この例えば 10 年後、このボイラーが活用できるかどうか、それについてちょっとお尋ねしておきます。今度新しくつけられるボイラーが、例えば新しい今度施設ができた場合にふろ場をつくり直そうと、もう既に 30 数年たっているわけですね。それをする場合、そのボイラーが活用できるかどうかということをお尋ねしておきます。

○松岡介護福祉課長

今申し上げましたように、詳細設計はこれからになりますが、極力、ただ、建てかえとかいろいろな受け入れる側、浴槽であったりとか、浴室の問題がございまして、とにかく省

エネであったり、現在ですと。そういったものであったり、今までに比べて新しいものから、省エネだったりそういったものに配慮しながら考えていきたいと思っております。

○雨森委員

わかりました。あとは一般質問またお願いします。

○金野委員長

よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

○柳原委員

私もシルバーヘルスプラザの、58ページの件で1点ちょっとお聞きしたいんですけども、ボイラーの交換工事は予算に計上されたんですが、昨年夏になるとエアコンが欲しいという声が大変多く出ているんですが、その件は検討されたんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今お話しありましたように、昨年9月の第3回定例会におきまして、佐藤委員の方から一般質問がございました。市長の方から指定管理者を通じて利用者の方々の御意見を伺いながらということで御回答申し上げましたが、昨年11月8日から20日までの2週間、施設の利用全般に関しますアンケート調査を行いました。その中で、今以上の暑さ対策は必要ですかということで設問を設けまして、利用者の方々にお伺いをいたしまして、148名の方から御回答いただきまして、そのうち91名の方、61.5%の方々から今のままでよいという御回答いただきました。中にはやはり冷房を好まない方もいらっしゃるかと思います。ですので、暑さの状況を見ながら冷房ではなく、ほかに回答のございました扇風機等の暑さ対策で対応を考えてまいりたいと思っておりました。

○金野委員長

扇風機なそうです。

○柳原委員

やっぱり暑い時期に聞いたのと11月になってから聞いたのではやっぱり答えが違うと思います。やっぱり暑い時期に聞いていれば、ほとんどの方がエアコン欲しいと言ったのではないかと思いますので、これはまた暑い時期になったらもう一度聞いてみてください。

次の質問なんですけれども、44ページの公共交通に要する経費で、東部線が乗る人が少なくなったという説明があったと思うんですが、その原因はわかりますでしょうか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

多賀城東部線の運行人員なんですけれども、前年度と比較しまして、現在うちの方で分析している段階では1便当たり直しますと、約0.4人の減というところになっています。1日当たりのその便に乗った数でも、最大その便であっても3人に満たない人数しか差異が出ていないという状況下にあるので、ちょっとどういう原因でなっているかという部分についてはすっかり分析ができていないという現状になっています。

○柳原委員

わかりました。東部線は七ヶ浜町の方も利用されていると思うんですが、七ヶ浜町の人が利用されている割合と、あと七ヶ浜町の負担金というのは今幾ら出しているかというのはわかりますか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

東部線につきましては、過去に乗降の調査を行いまして、平成 18 年ですか、そのころの乗降率で多賀城の利用者が大体 60%、七ヶ浜町の利用者が 40%ということだったので、その割合で費用の案分等を現在も行っております。

○金野委員長

よろしいですか。（「はい」の声あり）なお、一般質問も柳原委員出ていますので、そのときばんばんやってください。

○昌浦委員

資料 2 から二つ質問させていただきたいと思います。

一つは 44 ページ、庁舎維持管理に要する経費で、庁用備品購入費 200 万円、この 200 万円はどういうものを購入するのかということなんですけれども、どうなんですか。

○阿部管財課長

お答えいたします。

庁用備品につきましては、両開き書庫と、あと引き違え書庫、シェルビングベースセット、具体的に申しますと、4 階の今現在建設部のところで使用しているローカウンターのスライド式のロッカー、そちらの購入費になります。

○昌浦委員

4 階ね、たまに行く程度なので、わからないんだけど、何のためなのかとか、そういうのもわからないしね、いわばあなた 4 階にいるからそういう答弁するんでしょう。不親切ですよ。

それから、何でこんな質問したかわかる。ちょっと待って。同じ資料 2 の 62 ページに、放課後児童健全育成事業に要する経費、こども福祉課長は庁用備品購入費、机、いす、書棚、説明しているんですよ。あなたしていました。してないよね。だから聞いたの。備品購入 200 万円というのを何を購入するのかも説明しないで、ただあなたは庁用備品購入 200 万円、そう言ったんだよ。それで、今聞けば、4 階にあるロッカーのどうのこうのと、不親切ですよ、答弁が。もう一度。私にわかるように答弁してください。

○阿部管財課長

失礼いたしました。平成 23 年 4 月の市の組織の一部の配置がえに伴いまして、4 階南側に新たに下水道課が移動してまいります。それによって、下水道課で必要とされる、下水道課並びに多賀城駅周辺整備課に係がふえること、都市計画課に係がふえること等によって、全面的な配置がえ等を実施することに伴いまして、先ほど説明いたしましたロッカー等を購入するものです。

○昌浦委員

ベストな回答じゃないですか。管財課長でしょう、あなた。ですから、具体的にまでいかないまでも、下水道課等移動してくるので書庫等を購入するのですと説明していただければ、私手を挙げて聞く必要もなかったということで、各課長まちまちで、説明する人もいればしない人もいるというところあたりは、今後気をつけてくださいよ。お互いに共通の理解に達するには、やはり御説明というのが大事だということをお聞きしたいと思っております。

そこでなんですが、次に質問させていただきます。

先ほど戸津川委員も質問なされましたね。配食サービス事業なんですけれども、私の聞き間違いでなければ、当初見込数が7,680食、しかるに5,097食でという御説明でありました。これ数字を端的に計算しても、当初見込数の66%なんですよ、5,097食というのは。これ当初見込数に大きな間違いがあったものなのか、あるいは何かしらの原因で需要がこの数字になったのかというのは、やはり当局はその辺きちんと理由等々を含めて把握していきなさい、と思うよ。

というのは、御案内のとおり、人というのは物を食べて体を養って活動しているんですよ。だから、こういう配食数になったというのは、我々議員としたらどうということなんだというのは大いに興味あるところなんです。ですから、私も予定していたらさきに戸津川委員の方にお話しされたんですけども、再度、やはり先ほどの答弁ではちょっと納得できないので、その辺つかんでおられるのであればもう一度、再度の質問で恐縮ですが、御答弁いただきたいと思っております。

○松岡介護福祉課長

御質問ございましたように、当初の見込数から実績見込数が減っている中で、詳細として当初で見込んだ配食数、1週間に2食限度ということがございます。そういった配食数で見込みと、それからあとそれが1食で申し込まれた場合と、あるいはやはり申込数が当初で見込んだより少なかったという2種類のことがございます。

内容的には、先ほどお話し申し上げましたように、高齢者の方々、おひとり暮らし、あるいは高齢者の方のみの世帯というところにいるいろいろな地域包括センターであったり、あるいはほかのケアマネジャーさん等に情報提供をしながら、必要な皆様にはこういったサービスがありますよというお知らせはさせていただいておりますけれども、そうした中で、やはり申込数がそういうふうになったということが一つでございます。あとは先ほども申し上げましたようにとにかくPRに、やはり今後とも努めていきたいというふうな2点を考えております。

○昌浦委員

このサービス、ちょっと私もうかつだったんですけども、これ例えば利用しづらいか、そういう原因というのはあるのかどうかというのが非常に私心配するところなんです。例えば一々お電話をすとか、申込みを1回こっきりずつやっているのかとか、その辺あたりどうなんですか。そういうところで意外と高齢者の方は忘れていたりとか、いろいろなことが考えられるんですね。その辺はどういう申込みのやり方をやっているのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○松岡介護福祉課長

申込みにつきましては、配食日が月曜日から土曜日ということにしておりまして、昼食、夕食に限るということで、最初に申込みをいただく段階で1週間のうちの何曜日と何曜日の、例えば昼食と夕食というような形で、あらかじめの申込みをいただいて、その指定さ

れた曜日の時間に配達、配送すると。ただ、やはり御本人の御都合で不在のときなどは一度回ってまた回るとか、あるいは回る順番でも最後の方に回るとか、いろいろ業者の方で工夫をしております、単に配食のみではなくて、あとは安否確認ということで声がけという一面も持っている事業でございますので、極力御本人にお会いするというような形の訪問の仕方、配食の仕方を工夫しております、あらかじめ申込み指定の曜日、時間帯の配食というふうにしております。

○昌浦委員

次に聞こうと思ったことが答えられてしまったんですけれども、安否確認も込みの、何かといったら今御答弁でそういう話になったので、66%という到達率というのはちょっと気がかりなんです、私自身は。なお、今御利用の方たちにより一層の何かしらいい工夫とか、周知方なんかも工夫していただきたいと要望しておきます。以上です。

○金野委員長

ここで休憩をいたします。再開は3時30分。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 開議

○金野委員長

それでは、再開いたします。行政経営担当補佐から修正を求められておりますので、行政経営担当補佐。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

大変申しわけございません。先ほど柳原委員の御質問に対しまして、七ヶ浜町とのバスの負担金の割合についてお問い合わせいただきましたけれども、その回答について私6対4ということでお答え申し上げておりましたけれども、ちょっと別の利用者の収入の負担割合と勘違いして、実際の負担割合につきましては、距離案分等がございますので、多賀城市が82.5%、七ヶ浜町が17.5%という負担割合になってございますので、訂正させていただきます。

○金野委員長

柳原委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

○米澤委員

私は住民生活に光をそそぐ交付金事業の内訳としての事業内容について御質問させていただきます。

私の方からは1点だけです。今回、この学校教育問題に対して光を当てていただきまして本当にありがたいと思います。特に、この特別支援員、これについてなんです、特別支援員、これは通常、いわゆる支援学級の支援員でよろしいのでしょうか。それとも、あるいは通常学級の支援員という形にも含めて考えていいのかどうか、その辺を。それと人件費等となっております。これに対しては増員になるのか、その辺もあわせてお願いいたします。

○佐々木学校教育課長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

特別支援員ということで、今現在、事業の予算は特別支援員と障害児補助員というのが事業が予算の同じ項目で扱っておりますので、学校の状況が5月1日に定まる関係もございますので、柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

それから、最後の方の御質問で、人数は平成22年度ではたしか合計で21名でしたが、これにつきましても、5月1日の段階で児童数、生徒数が確定するものですから、ただ、若干ことし、今年度よりは来年減るのかなという感じで今考えているところでございます。

○米澤委員

支援員は私も1年間の経験がございましたけれども、一応自分の子どもが障害者がいてもなかなか他人の子どもの障害児を扱うということになったりとか、その辺というのはさまざま障害を持っていますので、それに対応するというのはとても難しいことだという気がします。

それで、言語聴覚士の先生ともいろいろお話をさせていただいた中で、支援員の方々にもぜひいろいろな研修等なども踏まえてやらせていただければ一番ありがたいんですよね、対応、学校等の現場の中ではそういった対応が一番、先生方だけでも大変なんですよね。そのためにも、支援員の方々にも研修等を受けさせられるシステムがあると本当にありがたいなと私自身も思います。

今回初めてですよね。学校教育課から3月、来月ですよね、利府支援学校でのコーディネーターの橋本先生の研修、我々文教厚生常任委員会の方にもいただきました、御案内が。こういった形で支援員の方々にもぜひ研修等などの機会を与えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

まず、さきの質問の件ではっきりした人数につきまして、人数と申しますのは、この予算が186万8,000円の予算を組んでいますが、これは支援員さんお一人分の報酬等ということで、それ以外につきましては、本市の来年度予算での一般財源の方で予算を計上しておりますことを申し添えます。

それから、ただいまの御質問の研修につきましてでございますが、昨年度は、昨年度市内の全部の先生方を対象にしまして、特別支援に限った研修会を開催いたしまして、市内の先生方、当然全員というわけではなく、学校に残らなきゃいけない先生もいるものですから、夏休み中にたしか去年は7月30日に開催しました。その折には、特別支援員さんも参加ができますよということで、学校の方から人数は詳細を把握していませんが、参加されております。

なお、今度の3月14日、文教厚生委員の先生方には特別支援の今度研修会があるということで、御案内を差し上げておりますが、その際にも各学校には、学校の事情もあるものですから、事情が許す部分がございますたら、参加についても呼びかけているところでございます。

なお、来年度につきましてもなお一層充実するように取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○松村委員

2点お伺いいたします。

まず1点目は、46ページで、追加資料の件なんですけれども、八幡集会所施設で705万円なんですけれども、御説明によりますと、これは10年間のこういう国の土地の使用料を計上したということなんですけど、この地図を見ましたところ、国の方で多賀城市の方の土地も使用しているように見えましたけれども、説明、私聞き逃したかどうか分からないんですが、こちらの使用料もいただいでの差し引きの700万円ということなんですか。

○澁谷総務部長

今のこの700万円につきましては、多賀城市が八幡公民館のところを借用している部分の面積についての使用料のお金という形になりまして、多賀城市が防衛施設局の方に使っている部分については含んでおりません。

○松村委員

じゃあ、そちらの方の使用料はどのように今後するつもりなんですか。

○澁谷総務部長

その分につきましては、現在、防衛施設局の方と協議中でございます。私ら方も、こちらの方でもそういうことで支払う関係がありますので、同じような考え方でできないだろうかということで、今現在協議をしているところでございます。

○松村委員

できないであろうかじゃなくて、やっぱり当然こちらを支払うわけですから、いただくべきだなと思いますので、そのような方向で当然なるかと思いたすけれども、そう考えてよろしいでしょうか。

○澁谷総務部長

今現在、そのようなことについて防衛施設局の方と協議をしているわけです。これにつきましては、ずっと前からそんな問題なんかがありまして、いろいろと協議をやってきたなかなか話がまとまらなかったわけなんです。でも、昨年に地元の国会議員なりが入っていただいて、話をとにかく出していただいたおかげで急展開したというような形がございますので、まずもって財務局の方の部分を片づけていきたい。その後防衛施設局の方についてお話を進めていきたいということで、今そのことについて協議中でございます。

○松村委員

協議中ということでの答弁で変わらないみたいですが、当然そういうふうなものだと市民は思うと思いますので、ぜひそういう方向であと結果いただきたいと思いたす。

あと2点目なんですけれども、74ページの寄附金の件です。観光費寄附金と財源組み替えというところありますね。あと93ページ、社会教育振興費の寄附金、やはり43万円、30万円の財源組み替えということなんですけれども、これについてなんですけど、この寄附金は目的寄附金というんですか、一般寄附金と違いましてこちらの方で使ってくださいというような寄附金であるかと思いたす。やっぱり寄附をやった方にしましたらば、やはりその事業の充実とか質の向上ということでぜひ使っていただきたいということで、目的を決めて寄附金をしているのかなというふうに思いたす。そういったことから考えますと、こういうふうにして財源組み替えで全然事業費が変わらないというんでは、その寄附した

人の趣旨、寄附の趣旨に反するんじゃないかなと思うんですけども、この辺はいかがなものでしょうか。

○萱場市長公室補佐（財政経営担当）

寄附、特に指定寄附に関しての財源充当の仕方ということなんですが、基本的にはそれぞれの担当部署、要は指定された先の方での扱いということになるかと思うんですが、部署によりましては確かにいただいた寄附金を、さらに現計予算よりもさらに事業を大きくした形でその寄附金の方を活用するということもありますけれども、担当部署によってはやはり今まで現計予算上に計上しているものであって、それに特に重要な事業、そういった部分に財源として充てるというような取り扱いをしています。ですから、扱いとしては確かに一律ではないかもしれませんが、やはり重要な事業に充てるということに関しましては変わりがございませんので、いただいた寄附は最大限その活用をさせていただいているというふうな考え方をとっております。以上です。

○松村委員

確かにこれに使っているんですけども、事業費が全然変わってないですね。ということは、やはりでしょうけれどもじゃなくて、やはりこれをきちんとそういう指定寄附金ですか、そういうことから言いますと、やはりこういう財源の組み替えというのは、やはり寄附した方に対しての趣旨に違うと思いますので、やはり今後こういうことは改善された方がいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○菅野市長公室長

従前の取り扱いに関しましては、今財政経営担当補佐の方からお答え申し上げたとおりでございますけれども、今確かに指定寄附というふうな形になってきますと、その方が自分が寄附した分がどのように使われたのかというふうなことが非常に大事なことになってまいりますし、それがまた翌年度、ああ、こういうふうに使ってもらえたので、また翌年度もやろうというふうな形になってこようと思いますので、このあたりをどう寄附していただいた方に、あなたからいただいた寄附金はこのように使いましたということで、きちんとフィードバックしていくことが大事なんだろうと思うんですね。その辺の寄附をいただいた方にどうお知らせするかというのが肝要なのかなというふうに考えております。

あと、先ほど各課によっては、新たに寄附をいただいた部分で新たな事業展開にしているところと、それから財源の部分でこういうふうに充当しているところと2種類ございますので、このあたりはちょっと内部の方でいろいろと今後協議をさせていただきたいと考えてございます。

○松村委員

フィードバックすればいいということだけでなく、私がもし寄附する立場でしたら、やはり例えば観光とか子どもの教育とか充てられていますけれども、そういうものに対してやっぱり今よりも事業の充実、さっき言いましたように質の向上というか、それを使ってほしいという思いで寄附するわけですね。それが確かにそれには充てられたにしても、それが質の向上とか改善とかに、充実につながらないんでは、やっぱりやる気にはならないというか、やった意味がないのかなと思いますので、ただフィードバックして使いましたで、確かに使ってはいるんですよ。ここに財源充てているんですけども、でも、本来の目的というのはそういう意味でやっているわけですから、やはりこうして財源組み替えして事業費が全然変わらないというのは、ちょっとおかしいかなと思いますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。以上でございます。

○深谷委員

94 ページの文化財のこの庁用備品購入費のところ、先ほどの商工観光課長のお話受けた昌浦委員から、ああいう質問が出たあの 200 万円のラックですか、そういったものすべて絡むんですけども、まずその 8 万 5,000 円でたしか冊子を差すラックを買うというように伺いましたんですが、それはまず一つ、数はどれくらいなのかという部分教えていただいてもよろしいでしょうか。

○高倉文化財課長

寄附金をいただいたものですから、文化財に供するような形で実現しようというふうに考えております。現在、考えておりますのは、パンフレットスタンド、これ金額からするとそう何台もというわけにいかないの、1 台ですできるだけ収容ができるようなものということで、今考えておりますのは幅 78 センチの高さ 1 メートル 50、150 センチで 3 列の 4 段タイプを考えております。

○深谷委員

チラシを張るような感じだというふうに思えばいいんですかね。いや、要は今度住宅リフォームのやつも、平成 23 年度の予算で 10 分の 1 で 20 万円をマックスの補助で出すようなものがある、それは地元の中小企業さんの支援という部分があると思うんですけども、例えばその寄附の使い方としてもそうですし、あとは先ほどの 200 万円のそういうラックにしても、例えばそういうものって大工さん全部つくれるものなわけですよ。

そういったものを、ただ既製品を頼んで設置するというお金よりも、いろいろなものを、そういう庁用備品関係、本棚にしても、例えばそういうラックにしてもちょっと工期はかかるでしょうけれども、前もって発注するものがわかっていれば、そういったものでもそういう大工さんとか、そういう方、先ほど組合つくってやっているところもあるなんていうお話もありましたが、それこそ 1 人の大工さんで仕事のない大工さんに仕事を与えるのであれば、本当にそういったものを、私も昔ちょっと大工の経験あるんですが、すぐつくれるものでございますので、やはりそういう部分を上手に使う役所のお金の回し方をどういうふうに回していくのかという部分を考えていけるんじゃないかなというふうにずっと聞いていて、8 万 5,000 円でチラシのラックって、例えばここにいらっしゃる方の中で 8 万 5,000 円のチラシのラックを家に置いている方はいないと思うんですよ。

やはりそういう感覚というのがすごく大切かなというふうに思うので、例えば今後、これは補正の中で出てきているものだからしょうがないとは思いますが、庁舎内の備品、議会の控室にあるテーブルでも構わないですし、木工業者に頼めばつくれるものでございますので、既製品ただチラシ見て、じゃあこれでいいかなと頼むよりも、そういうふうに業者を使ってあげる努力というのは幾らでもできるかなというふうに思いますので、その 1 点だけ御答弁いただきたいんですけども。

○阿部管財課長

お答えいたします。

今回補正で計上させていただいたラックにつきましては、スチール製でスライドで収納を多くするためのもので、大工さんがちょっと簡単につくられるものではないものです。さらに、工期等についても、4 月 1 日からの供用開始ということで、納期も少ない観点からこのような計上をさせていただきました。

○深谷委員

済みません。大変生意気なんですけれども、そういう問題ではなくて、つくってつけれないことはないんですよ。合板使えばつくれるし、重いものでも入れられるようにできるし、そういうものが必要だという予算を前もって、例えば上がってきたのであれば、そういうことを大工さんなり、そういう木工業者とお話をしていれば、そういうことでの支援も可能かなということなので、今回の部分ではなくて、今後そういう発注する中でそういうものを取り入れていくということがいいかなと思いますので、ぜひ御検討ください。回答は要りません。

○板橋委員

まず最初に、46ページの地区集会所建設に要する経費の705万円の件で、それに関連する資料としてもらったんだけど、余りにも簡略化しすぎるんじゃないですか、これ。道路がこれどこからどうって、これどこに抜ける道路で幅員が何メートル、あとは多賀城市が持っている筆数が何本で何平米、国有財産との等価交換、これに対して面積で交換なのか、路線価でもっての計算での交換を多賀城市で望んでいるのか。ただ、国と行政ですから、等価交換の場合ですと、取得税がかからないと思うんですが、その辺の確認も、民間ですと必ず県税から取得税きますよね。そういうのだから、ある程度の総合的にちょっとお聞きしたいなと思ったものですから。

それで、10年分の支払、先ほど皆さん聞いたけれども、八幡公民館の。これがいつから土地を借用していたのか。それと、この上の現況では、多賀城市の所有地の中に白く抜かれている部分がある、これが公道なのか、赤道なのか、その取り扱い。それに、この辺でもって土地を交換した場合に、地価埋が入っているのか入っていないのか。

あと、この国有地と市有地の間に公衆用道路をつけて、今後利用価値があるような形の土地の利用、目的。ただ交換すればいいと、どっちが北でどっちが南だかも全然わからない。その辺どうなっているんでしょうか。

○金野委員長

以上4点、管財課長。

○阿部管財課長

お答えいたします。

資料として提示しています図面については、上の方が北になっております。幅員等については、詳細は記載していませんでしたが、具体的には財務局……。

○金野委員長

大きい声で。

○阿部管財課長

現在、財務局と詳細については協議中ですので、地積等の詳細までは今のところまだ出ていません。それで、筆数については、財務局所有地となっている現況について、財務局の方は2筆になっております。それで、真ん中の方に白く細くなっている部分なんですけど、こちらは赤道になっています。国の方では里道と称されているものです。多賀城市の所有地としては、筆数にしますと、現況のところで見ると大きく分けて三つありますが、さらに三角地がありますので、4筆となっております。

あと、おおむねの交換のボリュームなんですけど、国有地から多賀城市に対してくる土地が約 830 平方メートルぐらいになります。多賀城市の方から国有地の方に所管がえになる土地の面積としては 700 平米ぐらいになっております。等価交換となりますので、その面積の差については里道の価格が結構低くなるものですから、多賀城市の方が多くなるという状況でございます。詳細についてはただいま協議中です。以上です。

○片山地域コミュニティ課長

御質問のもう 1 点のいつから使われているのかという御質問でございますが、詳しい資料というのが実はないのがそもそものなかなか話がうまくいかなかったところでございます。それで、昭和 43 年 7 月に、そのときに建っていた八幡公民館が老朽化しているので新築をしたいんだけどもという相談が載っております。そういうふうな記録がありまして、そのときにはですから、既にこのところには建っていたのだろうというようなことしか今のところわかっていない状況でございます。

○板橋委員

非常にいい場所だね。八幡公民館の右側とか、あと多賀城所有地の下の部分、これは官民の境界なんですか。ちょっと一つずつ聞きます。

○阿部管財課長

確認させていただきたいんですが、等価交換とされている下の方の図面によろしいわけでしょうか。（「はい」の声あり）八幡公民館と東北防衛局多賀城宿舎とされている土地の境界、白い部分と斜線の部分なんですが、こちらは等価交換により多賀城市が所有される土地と国有地との官官の境界となります。

○板橋委員

八幡公民館のこの図の右側と多賀城市が所有地となっている下側が官民の境界なのか、道路があるのか、それと今既存の道路あるんだけど、二つ聞きます。これは幅員何メートルなんですか。

○阿部管財課長

八幡公民館の右側については民地、現在、不りん寺となっているところであります。南側につきましては、多賀城市所有分の赤道が入っております。幅員についてなんですけど、北側は市道窪 2 号線です、ちょっと詳細はわからないんですが、6 メートルと推測されるのでは、ちょっとこちらでは寸法がないので詳しくはお答えできません。西側の道路については、こちら多賀城市の道路になっていますが、幅員についてはちょっと今のところ資料がありません。

○板橋委員

これ詳細の図面を月曜日提出していただいて、それで再度この件に関して御質問させていただきたいんですが、委員長、よろしいでしょうか。

○金野委員長

担当課の方よろしいですか。板橋委員、担当課の方で 21 日まで資料を提出して、その日に審議します。よろしいですか。（「はい」の声あり）

○板橋委員

じゃあ別件。総合的に聞かなきゃいけないのかな。75、76ページの建設部の土木費の総務の方でいいのかな。先ほど佐藤委員が多分お聞きしたと思うんだけど、多賀城市庁舎の周辺の道路の件、私たちはこれ予算議会に提出されたとき承認していますから、余り固いこと、きついことは申し上げませんが、普通ですと、道路改良工事していると、舗装されている路面に土か砂が付着すると、行政の方から業者にその都度水でもって掃除する、清掃するよというお達しがあるんですよね。私しばらくぶりにおとといかな、農協の方から走行しましたらば、砂ぼこりが立っていると。車はいい、歩行者はまともに吸います。

それと、西側駐車場に工事用車両がいっぱい入っています。それに対して工事を請け負った場合に諸費として、費用として工事に対しての場所がなければ民地とか借りて、その費用も多分予算の中、工事費の中に含まれているんじゃないかと思います。その件に関して、公共用地の出入り口の一番近いところにとめていると。議員もとめている人いるけれども、長時間ですから、やっぱり遠くにとめて、短時間に市役所を利用していただく市民の方に開放するのが筋じゃないかと思うんだけど、その辺に関して、これはどなたになるんでしょうかね。現場の建設部とあとは管財と、あとは責任の方でね、ちょっとお聞きしたいんです。

○鈴木道路公園課長

まず1点目でございますが、土の部分の路面の洗浄ということでございますが、実際ことしはどちらかというと記録的に寒い年でございます。その関係上、通常委員おっしゃるとおり、早急に水で洗浄するというのが通例でございますが、どうしても路面の凍結等の心配等からなかなか実施をしていないと。そのかわり掃き掃除等では対応させていただいているというふうな状況でございます。

あと次でございますが、西側の駐車場の利用の関係でございます。確かに工事車両が数台とまっております。極力業者の方には台数を少なくというふうなことで指導はしております。特に、最近では申告時期でございますので、その関係で台数を極力少なくということで話をしております。実際にここ数日の台数といいますと、本日で3台ほどダンプとあと重機が1台入っております。その入り口の関係という、あともう一つお話がございましたけれども、多賀城市役所の西側の駐車場とその西側に公園がございますけれども、その部分の現在ブロックの入れかえの工事、ちょうど駐車場の中の部分まで手をつけなきゃならないということで、きょうは重機がちょうど入り口のところに入っております。大変利用者の方々には迷惑をおかけしております。

あと、ダンプ及び重機については、どうしても路上駐車をすることになりますと、もっと通行する方々に御迷惑がかかるということで、一時的な部分と、あと資材搬入時ということで、あとは伝票のサインとか、そういった部分で一時的には四、五台ぐらいとまる場合も中にはあろうかと思えます。今後ともその少ない台数で極力御迷惑をかけないような方法でやっていきたいと思えますので、御理解よろしく願いいたします。

○金野委員長

板橋委員、よろしいですか。

○板橋委員

駐車場の件なんだけれども、数台じゃないでしょう。お昼行ってみなさい。昼休み中、結構おられます。ただ、そこでとめている分に対して短期の駐車料金もらっているんですか。その辺までちょっとお聞きしたような気がするんだけど。

○阿部管財課長

西側駐車場の料金についてなんですが、西側駐車場は行政財産となっておりますので、長期的な目的外使用には、今回の場合は該当しないものと考えております。数日間とかであれば確かに対象になるものかもしれませんが、基本的に行政財産の目的外使用につきましては、余裕のあるときに貸付ができるものとされておりますので、申請があったとしても、その駐車場の用地には庁舎管理上、行政財産の管理上貸付することはできないというものになります。

○板橋委員

そうすると、できないということは違法ということだね。業者の方が入札等で市役所に御用事あるときは、駐車利用はこれは可能ですよね。今現在、工作中でしょう。仕事ということは、行政から仕事を入札でとって、それでもって工事をしている。その車というのは私は別じゃないかと思う。それと、今寒い時期だから路面を水で洗えない。それはわかります。道路ローラーというのあるんですか。水をさっとかけて八ヶでずっと後ろついていくと。大手ですとそういうふうにしてやっているんですよ。凍結時じゃなくたって。水をかけると車が来て汚れると言われるから、すぐ後ろローラーが走って、そして少しでも水分をとっている、そういうふうな道路清掃をやっているんですよ、現に。甘いんじゃないですか。税金で賄っているんでしょう。起債で借金でしょう、半分は。それ考えたら、もう少し常識でもっと考えていただきたいんだけど、ちょっとこの件に関しては、駐車させている件に関してはやっぱりトップの方から私はお聞きしたいんですね、担当課長より。

○鈴木副市長

いろいろ財産の使用について、特に工事に関する使用でございますけれども、特に例えば工事現場の事務所を建てる、そういったときには有償で貸付をしております。ただ、こういうふうな場合ですと、極めて短期間であるということ、それから使用料の対象とするということは排他的使用ですから、囲い込んでしまうということになります。そうすると、混雑しているときに、例えばとまってるのに排他的にフェンスを置いてほかの市民の使用を制限するということになりますので、短期間でやるということに着目をいたしまして、それについては特に使用料の扱いにはしていないということが現状でございます。

○金野委員長

板橋委員よろしいですか。

○板橋委員

そうすると、必要以外の車両が作業を終わって、そこに駐車場にとめていくというのは許容範囲で済ませているということですか。いや、夜乗って帰るんなら何も私も言いませんし、置きっぱなしということは、それだけ費用がかからないでしょう、会社の方で。こまいことだけれども、そういうことがどのように行政として対応しているのかということを知りたいんですよ。

○鈴木副市長

これは先ほど道路公園課長がお答えしましたとおり、ですから、極力台数を使わないように、余計な車置かないように指導して工事をやっているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○板橋委員

私が朝 9 時半とか来たときに、もう既にダンプがとまりっぱなしでずっとあると。そういうことを見ているから今お聞きしたんです。全然見てません。市民の方見たらどう思います。今公共事業がない時期に費用もかさむ、そのために、ああ役所の周りの道路整備工事しているのは、駐車場にとめてできるんだなど。民間の仕事になったらどうなります。それをお聞きしているんですよ。違いますか。もう一度明確な御答弁をお願いします。

○阿部管財課長

西側駐車場については、夜間ダンプカー等をとめたままではありません。夜間の駐車についてはないことを確認しております。朝 8 時半以降に作業の方が来られてそこにとめているものと確認しております。

○板橋委員

これ以上やりませんがね。ただ、警備会社の方はとまっていますよね、朝から夕方まで。よく東北学院の工学部の学生の方がとめていると警備員の方一生懸命チェックしていますよね。多賀城駐車場管理の方。あと学校の方も気をつけていますよね。そういうことと全体的なことを考えればおかしいんじゃないですかということで私聞いているんですよ。おかしくないというんだったら、行政の方の対応は私はおかしいと思います。

次に、ちょっとお聞きしたいんですが、94 ページの大代地区公民館の改修事業、これ約 5,000 万円ほどかかるんですが、これもう築何年になるんでしょうか。仮に同じような建物を建てた場合に建築費が幾らぐらいかかるのかお聞きします。

○永沢生涯学習課長

建築は昭和 55 年 4 月の開館になっております。したがって、30 年前後というふうに理解しております。同じものを今の状態で建築ということになりますと、今その金額については把握しておりません。

○板橋委員

大代地区公民館というのは、建築費は多賀城市で全額出して建てたんでしたっけ。その辺ちょっとお聞きしたいんです。そうすると、昭和 55 年 4 月に建てたということに対して、その辺の時代の建築費というのを大体概算で把握していますよね、結局公有財産ですから。これで償却入りますよね。入りませんか。公有財産の建物だのというのは毎年減価償却を計上するということはないんでしょうか。

○永沢生涯学習課長

この大代地区公民館の建築費については、これ多賀城市で建築していますけれども、財源は大代に仙塩流域下水道の終末処理場の立地を受けて要望して建築しておりますから、財源はそちらの県の方の財源というふうに理解をしています。建築費はもちろん市の方の台帳でわかりますけれども、今ちょっと持っておりませんので、当時のその建築費については今はちょっとお答えできないということになります。

○板橋委員

建築費は行政で出しているということね。全額ね。全額出しているんですよ。間違いありませんよね。あとその建築費が幾らかかったかというのは、今は把握されてないと。では、これ月曜日をお願いします。なぜこれを聞くかということ、これで 30 数年なってい

ると。それで中も内装も外装も修繕するのに5,000万円もかかると。それに備品が二百五、六十万円かかると。そうしたらば、起債というか借金するようになるけれども、今使い勝手のいい体育館に、地区公民館に、私は建てかえた方がいいんじゃないかということで、それを聞こうと思ったんだけど、何ぼかかっているかというのがわからないので、また月曜日に追加でお聞きさせていただきます。以上です。

○金野委員長

今の件は月曜日21日に行います。

○森委員

まず72ページ、ものづくり産業振興事業業務委託料、もう1点が90ページ、92ページの小学校、中学校暖房設備整備事業、この2点お伺いしたいと思います。

まず1点目の、ものづくり産業振興事業業務委託料、さっき佐藤委員が多分伺ったと思うんですが、このシステムは私よく把握できなかったんですが、これ委託するのは企業に人件費として委託をすると。窓口は企業にあると考えてよろしいんでしょうか、それとも商工観光課に窓口があると考えてよろしいんでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いしたい。

○佐藤商工観光課長

この事業につきましては、まず事業の概要から御説明申し上げますけれども、多賀城市の重点分野の産業として製造業を指定しまして、それらの企業の支援と、あとまた未就職者の雇用を図るという二つの目的を持って、去年の6月議会で補正でいただいた予算でございました。基本的に市内にある製造業の会社で、就職できなかった学生をここの3月まで雇用していただいた場合に、その人件費及び例えば制服であるとか、いろいろ社会保険料であるとか、そのもろもろの雇用に係る費用を全額公費で持つという制度でございました。

これにつきましては、市内の企業、製造業にいろいろ声かけをして、あとそのほかに各学校、高校とか大学、多賀城市内だけではなくて2市3町、それから仙台市内の高校や大学にも声かけをして、多賀城市に住所を有する新卒者で就職できなかった方々に対して、市の方でこういう事業で雇用をあっせんするので応募してみませんかというようなことを問いかけていたしました。

その結果、市内の企業で3社で応じていただきまして、それなりの応募をしていただいたんですが、やはり定数といいますか、何人でも受け入れられるわけではないということで、最終的には一応6名ということで受けていただいた次第でございました。その際の窓口は基本的にはハローワークを通して応募していただくという形をとって、各学校側からハローワークを通じてその企業に応募していただくという形をとらせていただきました。以上でございます。

○森委員

すべて今お話をさせていただきまして、3社に6名の方がお世話になるというふうな結論でした。12名の方が最初に採用されたというふうなことでありまして、窓口はハローワークだったと。12名が参加をして、最終的に3社に6名の方がお世話になったというふうなことですよね。そうですね。応募は12名ではないんですか。済みません。

○佐藤商工観光課長

12名というのは、当初予算で計上した額が12名の採用を予定していたということで、それぐらい方々の雇用を確保したかったんですが、各企業の協力と、あと各学校の協力のもとに最終的には6名にとどまったというふうなことでございます。

○森委員

誤解していました。申しわけないです。5割達成したと。6名の方が就職されてというふうなことで非常に効果があって、実際企業のなかなか助成してもらえても仕事の内容とか、あとはそういう部分ではどういう感想をお持ちになられているんでしょうか、企業の方では。

○佐藤商工観光課長

今回、採用していただいた企業におきまして、当初半年、要は昨年6月補正でいただいから各企業や学校を回しまして、実際就職というか、雇用までたどり着いた一番早い人で10月でございました。それから半年ということで、遅い人ですと12月という人もいますですけれども、半年間のいわゆる臨時的雇用ということでお話を各企業には差し上げたんですけれども、その受けていただいた3社が3社とも一度そうやって採用して、いわゆる企業として訓練を施してやっていただく以上は、半年間一緒にそうやって仕事をしていただいて、そして優秀な人であればその半年間、3月末で切るということではなくて、ぜひ4月以降は正社員として採用したいというようなことでお話をいただきまして、この制度の趣旨も実は半年間は緊急雇用ではあっても、できれば会社と本人がお互いの意思が合致すれば、その会社にとどまって正社員として働いていただくということが目的でもございますので、そういう意味では、今回の6名の方につきましては、最終的にまだ終わっていませんけれども、このまま勤務成績がよければその会社に残れるのではないだろうというふうに思っております。

○森委員

今まで市の方で雇用対策として何名か、その1年間とか2年間とかというふうな形で新卒者を見て、それを民間の方でというふうなシステムだったと思うんですが、実際問題、非常にこれ大きな効果があると思うんですね。実際その半年なり期間を短くして、同額でも非常に効果的な使い方をすると結構結びついていくのではないかなと。景気が若干上向きになりつつあるというふうな話もありますので、ぜひまた引き続き予算の方にもたしか乗っていたような気がしますけれども、雇用対策としても非常に効果がある、約1,200万円、このことがわかればそのハローワークでもっと早目に対応ができれば非常に効果があったのかなというふうにも思いますので、ぜひまた引き続きよろしくどうぞお願いしたいと思います。答弁は結構です。

90ページです。小学校の暖房設備整備事業なんですが、きめ細かなというふうなことで、上手に基金を使うというふうなことでありました。東小、八幡小で小学校は40台、それから中学校では東豊中学校で14台というふうなことで伺っておりました。これに関してFFとふっというも聞くんですけれども、ファンヒーターのことですよね。実際避難場所になっているところであれば、FFだけではどうなんだろう。停電というふうなことも考えられるのではないかなと。要はFF、ファンヒーターであれば、停電になった場合には使えないと、ないしは発電機が必要なんだろうなと。その辺で若干割合的にFFじゃない旧式のというか、形は新式なんだろうけれども、旧式のストーブが若干あってもしかるべきなのかなというふうに思うんですが、その辺の御対応はいかが、対象としてはどうなんだろう。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それは多分通常の石油の芯でマッチで例えば火つけるような、そういうことかなというふうにちょっと思うんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○森委員

1台20万円の計算になるわけですが、消費税込みで、多分そのたぐいではないんだろうなと思うんです。要はジェット噴射のようなと。ただ、若干の準備は必要なのかなというふうに思うわけですね。要は東豊中に避難された方が寒いというので、まだ解除されないうちに家に戻ったというふうな話がありました。停電が解除されるまでつなぎの意味でもそういうストーブが必要なのかなと。近所から借りてくるのもいいかもしれないんですが、なかなかそうはいかないというふうなことで、その対応がされると、学校の先生方が急遽いろいろ本当に対応してくださったというふうなこともありまして、ぜひそういう備えも必要なのかなと。日常的に、常備的に教室が寒いとか、体育館が寒いとかと使うのであれば、これでも十分でしょうけれども、災害時を考えた場合には何台かはそのたぐいのものがあれば、ないし発電機が必要であればそのたぐいで対応されればいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

多分今のお話は災害の方と相当関係が深いのかなというふうに思いますが、まず今回はあくまでもFF式というふうなことで、実は学校に設置している各教室等にある温風ヒーター、それがもう既に20年以上というふうなことで、例えば小学校ですと86台というふうなことで、相当老朽化しているものが毎年200万円、1台20万円ぐらいしますので、毎年200万円ぐらいの予算で故障が発生すると部品もないということで、毎年10台ぐらいずつ予算化して対応していたんですが、今回きめ細かな交付金を使えるというふうなことで、そのうちの一部を予算の範囲内で修繕させていただくということ。

参考までにですが、ちょっと話離れますけれども、多賀城小学校や今回天真小学校は、もう集中ポンプ方式というふうなことで、先生や生徒さんがタンクに入れないで、もう一括集中で灯油が配管されるというふうなシステムにいずれ全校そのような方向にしていこうというふうなことなので、今回入れる新しいものもいずれそういうふうな大規模改修のときに合わせて利用できるような、そういった機種を選定して設置をさせていただいています。

今災害の場合の体育館というふうなこととかになると思うんですが、当然停電のときは今ある施設、電気で稼動するものはすべて使えなくなるというふうなことだと思います。いわゆる手で石油の芯といいますか、マッチやもしくは乾電池でつけるような、そういったたぐいのものだと思いますが、体育館とかのあの広さでそういった石油ストーブをというのはどうも規模的に難しいのかなということであれば、例えば東小学校、その他の学校も同じなんですけれども、ジェットファンがもう既に体育館の方には用意してありますので、ジェネレーター等を急遽その場合は配置しまして、ジェットファンを何台か稼動させるということがむしろ現実的な話ではないのかなというふうに思います。したがって、灯油で、ジェットファンも灯油なんですけれども、御家庭であるような旧式の石油ストーブという考え方よりは、その方がむしろ合理的なんではないかなというふうに考えております。

○森委員

どのような対応の中のストーブなのかなというふうなことで、その常備的なものなのか、災害でと、あとふと考えたんですけれども、交付金を上手に使っていただく。さてと、太陽光発電はどうなったんだろうなというのが一つありまして、その辺を上手に使えば何

とか暖房等できるのではないかなと。今の集中ポンプ方式については、多賀城小学校がたしかそういう形でなかったですかね。そうですね。いずれそうなるというふうなことで。その辺の太陽光発電も活用されていったらいかがなのかなというふうに思いますので、何のためにつけたかよくわからないと。勉強のためとそれから効率の部分でどのぐらいの電力が浮くのかという話もございましたので、ぜひその辺もあわせて考慮していただければと。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今回のFF式暖房機につきましては、あくまでも教室への固定の暖房機というふうなことです。当然教室そのものが、相当大きな大規模災害が発生して体育館だけではなくて教室もということであればあれですが、持ち運びできるような暖房機ではないというふうなことで御理解をいただきたい。

それから、太陽光発電なんですが、逐次完了しまして、もう11月から稼働している学校等もございます。ただ、太陽光発電そのものにつきましては、全体使用料の約10分の1ぐらいというふうなことでございますので、すべての電気機器に応用できるかというふうなことになれば、それはちょっとなかなか難しいのかなというふうに考えております。

なお、私もどの程度までの電子機器に太陽光発電が将来災害時に使えるのかというふうなことについては、ちょっと私も研究しておりませんでしたので、今後勉強して何かの機会にお知らせしたいというふうに思います。

○金野委員長

たくさんの方々から御質疑いただきたいんですが、今4名ほどまだ手を挙げている方がおりますので、ここでお諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、(「委員長」の声あり)竹谷委員。

○竹谷委員

議事進行についてお話ししておきます。聞いていますと答弁が長過ぎる。言っていることに率直に答えてほしい。現実的に今森委員の質問は、教室につけるファンヒーターの問題です。災害の問題は何もやってないです。それはやっぱり災害とは別ですよということをきちっとやらなければ。何もかにもみんな一緒になっちゃって、これでは何ぼ答弁しても長くなるだけ。これこれ、こういうものでやるんですと。災害はこうやるんですという例えの話よ。そういう答弁をきちっとしてください。そうすると、もっと短くなりますから。お願いします。

○金野委員長

ただいま竹谷委員から大変貴重な御意見を賜りました。当局においても、21日再度やるときはしっかりと勉強して答弁していただきたいと思います。

本日の委員会はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る2月21日は午前10時から特別委員会を開きます。

御苦労さまでした。

午後4時30分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 金野 次男